

○長崎大学大学院学則（案）

平成16年4月1日

学則第2号

改正 平成17年9月22日学則第4号

平成17年12月22日学則第6号

平成18年3月22日学則第2号

平成18年10月27日学則第6号

平成19年3月22日学則第2号

平成19年12月21日学則第4号

平成19年12月26日学則第5号

平成20年2月22日学則第3号

平成20年10月24日学則第4号

平成21年2月27日学則第2号

平成21年7月24日学則第4号

平成22年2月26日学則第2号

平成22年7月15日学則第3号

平成23年2月24日学則第1号

平成23年2月24日学則第2号

平成24年2月24日学則第2号

平成24年9月21日学則第3号

平成25年2月22日学則第1号

平成26年2月21日学則第2号

平成27年3月27日学則第3号

平成27年3月27日学則第4号

平成28年3月28日学則第2号

平成28年5月27日学則第3号

平成29年3月29日学則第2号

平成30年1月9日学則第2号

平成30年3月27日学則第4号

平成31年2月22日学則第2号

平成31年3月29日学則第4号

令和元年9月27日学則第1号
令和2年1月24日学則第2号
令和2年3月27日学則第4号
令和2年9月25日学則第6号
令和3年3月26日学則第2号
令和3年5月21日学則第3号
令和4年3月28日学則第3号
令和4年6月27日学則第5号
令和 年 月 日学則第 号

目次

- 第1章 総則（第1条—第7条）
- 第2章 教育課程等（第7条の2—第17条の3）
- 第3章 課程の修了要件及び学位の授与（第18条—第22条）
- 第4章 入学，転学，休学，退学，再入学等（第23条—第37条）
- 第5章 除籍，表彰及び懲戒（第38条）
- 第6章 検定料，入学料及び授業料（第39条—第41条）
- 第7章 科目等履修生，研究生，特別聴講学生，特別研究学生，特別の課程及び外国人留学生（第42条—第46条）
- 第8章 教員の免許状授与の所要資格の取得（第47条）
- 第9章 国際連携専攻（第48条—第58条）
- 第10章 雑則（第59条—第61条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 長崎大学大学院（以下「本学大学院」という。）は，国立大学法人長崎大学基本規則（平成16年規則第1号）第3条に規定する理念に基づき，実践的問題解決能力と政策立案能力を有し国際的問題及び地域の諸課題を解決しうる高度専門職業人並びに豊かな創造的能力を有し先導的知を創生しうる研究者を養成し，もって広く人類に貢献することを目的とする。

2 本学大学院の修業年限，教育課程，教育研究組織その他の学生の修学上必要な事項につ

いては、この学則の定めるところによる。

(教育研究上の目的の公表等)

第1条の2 各研究科及び学環は、研究科若しくは専攻又は学環ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を研究科規程又は学環規程に定め、公表するものとする。

(課程)

第2条 本学大学院の課程は、修士課程、博士課程及び専門職学位課程(学校教育法(昭和22年法律第26号)第99条第2項の専門職大学院の課程をいう。以下同じ。)とする。

2 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。

3 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

4 専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。

(研究科及び学環の専攻、課程、収容定員等)

第3条 研究科及び学環の専攻及び課程は、次のとおりとする。

研究科・学環	専攻	課程	
多文化社会学研究科	多文化社会学専攻	前期2年の課程	博士課程
		後期3年の課程	
教育学研究科	教職実践専攻	専門職学位課程	
経済学研究科	経済経営政策専攻	前期2年の課程	博士課程
	経営意思決定専攻	後期3年の課程	

総合生産科学研究科	総合生産科学専攻	前期2年の課程	博士課程
		後期3年の課程	
		博士課程	
医歯薬学総合研究科	保健学専攻	修士課程	
	災害・被ばく医療科学共同専攻		
	医療科学専攻，新興感染症病態制御学系専攻，放射線医療科学専攻，先進予防医学共同専攻	博士課程	
	生命薬科学専攻	前期2年の課程	博士課程
後期3年の課程			
熱帯医学・グローバルヘルス研究科	グローバルヘルス専攻	前期2年の課程	博士課程
		後期3年の課程	
	長崎大学ーロンドン大学衛生・熱帯医学大学院国際連携グローバルヘルス専攻	後期3年の課程	
プラネタリーヘルス学環	—	後期3年の課程	博士課程

2 多文化社会学研究科，経済学研究科，総合生産科学研究科（総合生産科学専攻グリーンシステム科学コースを除く。），医歯薬学総合研究科生命薬科学専攻及び熱帯医学・グローバルヘルス研究科グローバルヘルス専攻の博士課程は，前期2年の課程（以下「博士前

期課程」という。)及び後期3年の課程(以下「博士後期課程」という。)に区分し、博士前期課程は、修士課程として取り扱うものとする。

- 3 教育学研究科教職実践専攻は、専門職学位課程のうち専門職大学院設置基準(平成15年文部科学省令第16号)第26条に規定する教職大学院の課程とする。
- 4 医歯薬学総合研究科災害・被ばく医療科学共同専攻は第7条の5に規定する共同教育課程として福島県立医科大学と共同実施する修士課程とし、医歯薬学総合研究科先進予防医学共同専攻は第7条の5に規定する共同教育課程として千葉大学及び金沢大学と共同実施する博士課程とする。
- 5 熱帯医学・グローバルヘルス研究科長崎大学ーロンドン大学衛生・熱帯医学大学院国際連携グローバルヘルス専攻は、ロンドン大学衛生・熱帯医学大学院と連携して教育を実施する博士後期課程とする。
- 6 プラネタリーヘルス学環は、第7条の6に規定する研究科等関係課程実施基本組織として、多文化社会学研究科、経済学研究科、総合生産科学研究科、医歯薬学総合研究科及び熱帯医学・グローバルヘルス研究科の緊密な関係及び協力の下、実施する博士後期課程とする。
- 7 研究科及び学環の収容定員は、別表第1のとおりとする。

(講座)

第4条 前条第1項に掲げる研究科に、講座等を置くことができる。

- 2 前項の講座等は、別に定める。

(標準修業年限)

第5条 教育学研究科専門職学位課程の標準修業年限は、2年とする。ただし、教育上の必要があると認められる場合は、学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、1年以上2年未満の期間又は2年を超える期間とすることができるものとする。

- 2 前項の場合において、1年以上2年未満の期間とすることができるのは、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業を行う等の適切な方法により教育上支障を生じない場合に限る。
- 3 医歯薬学総合研究科保健学専攻及び災害・被ばく医療科学共同専攻の修士課程の標準修業年限は2年とする。
- 4 熱帯医学・グローバルヘルス研究科の博士課程の標準修業年限は5年(同研究科グローバルヘルス専攻の博士前期課程に置く熱帯医学コースを修了し、博士後期課程に進学した

者にあつては4年)とし、博士前期課程の熱帯医学コースの標準修業年限は1年、熱帯医学サテライトコース、国際健康開発コース、国際健康開発サテライトコース、ヘルスイノベーションコース及びヘルスイノベーションサテライトコースの標準修業年限は2年とし、博士後期課程の標準修業年限は3年とする。

5 多文化社会学研究科、経済学研究科、総合生産科学研究科及び医歯薬学総合研究科生命薬科学専攻の博士課程の標準修業年限は5年とし、博士前期課程の標準修業年限は2年、博士後期課程の標準修業年限は3年とする。

6 医歯薬学総合研究科医療科学専攻、新興感染症病態制御学系専攻、放射線医療科学専攻及び先進予防医学共同専攻の博士課程の標準修業年限は、4年とする。

7 プラネタリーヘルス学環博士後期課程の標準修業年限は、3年とする。

(入学前の既修得単位等を勘案した在学期間の短縮)

第5条の2 第15条の3の規定により本学大学院に入学する前に修得した単位を本学大学院において修得したものとみなす場合であつて、当該単位の修得により本学大学院の修士課程又は博士課程(博士後期課程を除く。)の教育課程の一部を履修したものと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で本学大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、修士課程(博士前期課程を含む。)については、当該課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

2 前項に規定する在学期間の短縮は、修士課程を修了した者が博士課程に入学し、修士課程における在学期間を博士課程での在学期間に含める場合については適用しない。

(在学期間)

第6条 本学大学院における在学期間は、第5条に規定する標準修業年限の2倍を超えることができない。

(学年、学期及び休業日)

第7条 本学大学院の学年、学期及び休業日は、長崎大学学則(平成16年学則第1号。以下「本学学則」という。)第7条から第9条までの規定を準用する。

第2章 教育課程等

(教育課程の編成方針)

第7条の2 各研究科(教育学研究科を除く。)及び学環は、当該研究科及び専攻並びに学環の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設するとともに学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)の計画を策定し、体系的に教育課程を

編成するものとする。

2 前項の教育課程の編成に当たっては、各研究科及び学環は、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮しなければならない。

3 教育学研究科は、その教育上の目的を達成するために専攻分野に応じ必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

(博士課程教育リーディングプログラム)

第7条の3 本学大学院に、専門分野の枠を超え俯瞰力と独創力を備え、広く産学官にわたりグローバルに活躍するリーダーを養成する教育を行う博士課程教育リーディングプログラムを開設する。

2 前項の博士課程教育リーディングプログラムの名称並びに実施する研究科及び専攻は、次の表のとおりとする。

名称	研究科	専攻
熱帯病・新興感染症制御グローバルリーダー育成プログラム	医歯薬学総合研究科	新興感染症病態制御学系 専攻

3 博士課程教育リーディングプログラムに関し、必要な事項は、別に定める。

(卓越大学院プログラム)

第7条の4 本学大学院に、新たな知の創造と活用を主導し、次代を牽引する価値を創造するとともに、社会的課題の解決に挑戦して、社会にイノベーションをもたらすことができる博士人材を育成する教育を行う博士課程の卓越大学院プログラムを開設する。

2 卓越大学院プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

(共同教育課程の編成)

第7条の5 研究科は、教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には、第7条の2第1項の規定にかかわらず、他の大学院が開設する授業科目を、当該研究科の教育課程の一部とみなして、当該研究科及び他の大学院ごとにそれぞれ同一内容の教育課程を編成することができる。

2 前項に規定する教育課程（以下「共同教育課程」という。）を編成する研究科及び他の大学院（以下「構成大学院」という。）は、当該共同教育課程を編成し、及び実施するための協議の場を設けるものとする。

(研究科等連係課程実施基本組織)

第7条の6 横断的な分野に係る教育課程を実施する上で特に必要があると認められる場合であって、教育研究に支障がないと認められる場合には、本学大学院に置かれる2以上の研究科（この条の規定により置かれたものを除く。以下この条において同じ。）との緊密な関係及び協力の下、当該2以上の研究科が有する教員組織及び施設設備等の一部を用いて横断的な分野に係る教育課程を実施する研究科以外の基本組織を置くことができる。

（教育方法）

第8条 各研究科（教育学研究科を除く。）及び学環における教育は、授業科目の授業及び研究指導により行う。

- 2 前項の授業については、本学学則第32条の規定を準用する。
- 3 教育学研究科における教育は、授業科目の授業により行う。この場合において、教育学研究科は、その目的を達成し得る実践的な教育を行うよう専攻分野に応じ事例研究、現地調査又は双方向若しくは多方向に行われる討論若しくは質疑応答その他の適切な方法により授業を行うよう配慮しなければならない。
- 4 前項の授業については、十分な教育効果が得られる専攻分野に関して、当該効果が認められる場合に限り、本学学則第32条第2項の規定を準用することができる。

第8条の2 前条の授業は、教授、准教授、講師又は助教が担当する。

- 2 前条の研究指導は、教授が担当するものとする。ただし、特に必要があるときは、大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第9条に掲げる資格を有する准教授、専任の講師又は助教が担当することができる。

（単位の計算方法）

第9条 本学大学院における単位の計算方法については、本学学則第33条の規定を準用する。

（履修方法等）

第10条 各研究科及び学環における授業科目の内容及び単位数並びに研究指導の内容及びこれらの履修方法については、各研究科及び学環において定めるものとする。

（履修科目の選定）

第11条 履修する授業科目の選定は、指導教授の指示に従うものとする。

（考査及び単位の授与）

第12条 学生が一の授業科目を履修した場合には、考査を行い、合格した者に対しては、単位を与える。

- 2 考査は、試験、研究報告その他の方法により行うものとする。

第13条 授業科目の成績は、AA、A、B、C及びDの評語をもって表し、AA、A、B及びCを合格とし、Dを不合格とする。

2 前項の規定にかかわらず、研究科又は学環が教育上有益と認めるときは、研究科規程又は学環規程の定めるところにより、授業科目の成績を異なる評語で表すことができる。

3 不合格の授業科目については、再試験を行うことがある。

(教育方法の特例)

第14条 本学大学院の課程において、教育上特別の必要があると認める場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により、教育を行うことができる。

(成績評価基準等の明示等)

第14条の2 各研究科及び学環は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 各研究科及び学環は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第14条の3 各研究科及び学環は、当該研究科及び学環の授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(他の研究科若しくは専攻又は学環における履修等)

第15条 学長は、第11条に規定する履修科目の選定に当たって指導教授が教育上必要と認めるときは、所属研究科又は学環の教授会の議を経て、他の研究科若しくは専攻又は学環の授業科目を指定して、履修させることができる。

2 前項に規定する他の研究科及び学環の授業科目の履修については、あらかじめ当該他研究科及び学環と協議の上、実施するものとする。

3 前2項の規定により履修した授業科目の修得単位は、各研究科又は学環の定めるところにより、第18条、第19条又は第20条に規定する単位とすることができる。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第15条の2 学生が他の大学院の授業科目を履修することが教育上有益であると各研究科又は学環において認めるときは、あらかじめ当該他の大学院と協議の上、学生が当該他の大学院の授業科目を履修することを認めることができる。

2 前項の規定に基づき学生が履修した授業科目について修得した単位は、15単位(教育

学研究科にあつては、修了要件として定める単位数の2分の1)を超えない範囲で本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 3 前2項の規定は、学生が、第16条の規定により外国の大学院に留学する場合、休学期間中に外国の大学院の授業科目を履修する場合、外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合、外国の大学院の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和51年法律第72号)第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学(以下「国際連合大学」という。)の教育課程における授業科目を履修する場合について準用する。ただし、教育学研究科にあつては、外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合については、準用しない。(特別の課程の履修等)

第15条の3 学生が行う学校教育法第105条の規定により大学院が編成する特別の課程(履修資格を有する者が、同法第102条第1項の規定により大学院に入学することができる者であるものに限る。)における学修について、教育上有益であると認めるときは、本学大学院における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項の規定により与えることができる単位数は、前条第2項及び第3項の規定により本学大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて15単位(教育学研究科にあつては、修了要件として定める単位数の2分の1)を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第15条の4 学生が本学大学院に入学する前に次の各号の一に該当する単位を有する場合において、教育上有益であると認めるときは、その単位を入学した後の本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- (1) 大学院(外国の大学院を含む。)において履修した授業科目について修得した単位
- (2) 大学院設置基準第15条の規定により準用する大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第31条第1項に規定する科目等履修生として修得した単位
- (3) 大学院設置基準第15条の規定により準用する大学設置基準第31条第2項に規定する特別の課程(履修資格を有する者が、学校教育法第102条第1項の規定により大学院に入学することができる者であるものに限る。)の履修生として修得した単位

- 2 前項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転入学等

の場合を除き、本学大学院において修得した単位以外のものについては、15単位を超えないものとする。この場合において、当該単位数は、第15条の2第2項及び第3項並びに前条第1項の規定により本学大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて20単位を超えないものとする。

- 3 前項の規定にかかわらず、教育学研究科にあつては、第1項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転入学等の場合を除き、本学大学院において修得した単位以外のものについては、第15条の2第2項及び第3項並びに前条第1項の規定により本学大学院において修得したものとみなす単位数及び第20条の2第2項の規定により免除する単位数と合わせて修了要件として定める単位数の2分の1を超えないものとする。

(留学及び長期にわたる教育課程の履修)

第16条 本学大学院の学生の留学及び長期にわたる教育課程の履修については、本学学則第24条及び第39条の規定を準用する。この場合において、第39条中「第4条に規定する修業年限」とあるのは「標準修業年限」と、同条中「卒業」とあるのは「課程を修了」と読み替えるものとする。

(他の大学院等における研究指導)

第17条 学長は、所属研究科又は学環の教授会の議を経て教育上有益と認めるときは、他の大学院又は研究所等とあらかじめ協議の上学生が、当該他大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、修士課程及び博士前期課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

- 2 前項に規定する研究指導が外国において行われる場合は、これを留学として取り扱い、その期間は第18条、第19条又は第20条に規定する在学期間に算入する。

(履修科目の登録の上限)

第17条の2 教育学研究科は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるものとする。

(共同教育課程に係る単位の認定等)

第17条の3 共同教育課程を編成する研究科は、学生が他の大学院において履修した当該共同教育課程に係る授業科目について修得した単位を、当該研究科における共同教育課程に係る授業科目の履修により修得したものとみなすものとする。

- 2 共同教育課程を編成する研究科は、学生が他の大学院において受けた当該共同教育課程に係る研究指導を、当該研究科において受けた共同教育課程に係るものとみなすものとする。

第3章 課程の修了要件及び学位の授与

(修士課程及び博士前期課程の修了要件)

第18条 多文化社会学研究科多文化社会学専攻の博士前期課程の修了要件は、当該課程に2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。

- 2 医歯薬学総合研究科保健学専攻及び災害・被ばく医療科学共同専攻の修士課程並びに博士前期課程の修了の要件は、当該課程に2年(2年以外の標準修業年限を定める学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限)以上在学し、研究科規程に定める単位数以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該修士課程の目的に応じ、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

- 3 第5条第4項に規定する熱帯医学・グローバルヘルス研究科グローバルヘルス専攻熱帯医学コースの博士前期課程の修了の要件は、当該課程に1年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、特定の課題についての研究の成果又は修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。

- 4 第5条第4項に規定する熱帯医学・グローバルヘルス研究科グローバルヘルス専攻の熱帯医学サテライトコース、国際健康開発コース、国際健康開発サテライトコース、ヘルスイノベーションコース及びヘルスイノベーションサテライトコースの博士前期課程の修了の要件は、当該課程に2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、特定の課題についての研究の成果又は修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。

- 5 共同教育課程である修士課程の修了要件は、第2項に定めるもののほか、それぞれの構成大学院において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により10単位以上を修得することとする。ただし、当該単位数には、第15条から第15条の3まで及び第17条の3の規定により修得した単位、修得したものとみなすことができる単位又はみなすものとする単位を含まないものとする。

第18条の2 前条第2項の規定にかかわらず、第3条第2項に規定する博士課程の博士前

期課程の修了の要件は、当該博士課程の博士前期課程及び博士後期課程を通じて一貫した人材養成上の目的を有する研究科規程に定める学生の履修上の区分において、当該目的を達成するために必要と認められる場合には、前条第2項に規定する修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することに代えて、次に掲げる試験及び審査に合格することとすることができる。

- (1) 専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養であって当該博士前期課程において修得し、又は涵養すべきものについての試験
- (2) 博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力であって当該博士前期課程において修得すべきものについての審査
(博士後期課程の修了要件)

第19条 多文化社会学研究科多文化社会学専攻の博士後期課程の修了要件は、当該課程に3年(専門職大学院設置基準第18条第1項の法科大学院の課程を修了した者にあつては、2年)以上在学し、16単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。

2 博士後期課程(多文化社会学研究科多文化社会学専攻の博士後期課程を除く。)の修了の要件は、当該課程に3年(専門職大学院設置基準第18条第1項の法科大学院の課程を修了した者にあつては、2年)以上在学し、総合生産科学研究科総合生産科学専攻及びプラネタリーヘルス学環にあつては15単位以上を、経済学研究科経営意思決定専攻、医歯薬学総合研究科生命薬科学専攻及び熱帯医学・グローバルヘルス研究科グローバルヘルス専攻にあつては16単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

3 大学院設置基準第16条ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者(第18条第2項ただし書の規定による在学期間をもって修士課程又は博士前期課程を修了した者を含む。)については、前項ただし書中「1年」とあるのは「3年から当該課程における在学期間(2年を限度とする。)を減じた期間とする。」と読み替えて、同項ただし書の規定を適用する。

4 次の各号の一に該当する者については、第2項ただし書中「1年」とあるのは「3年から当該1年以上2年未満の期間を減じた期間」と読み替えて、同項ただし書の規定を適用する。

- (1) 大学院設置基準第3条第3項の規定により標準修業年限を1年以上2年未満とした修士課程(第5条第4項に規定する熱帯医学・グローバルヘルス研究科グローバルヘルス専攻熱帯医学コースの博士前期課程を含む。)を修了した者
- (2) 専門職大学院設置基準第2条第2項の規定により標準修業年限を1年以上2年未満とした専門職学位課程(第5条第1項ただし書の規定により標準修業年限を1年以上2年未満とした教育学研究科教職実践専攻の専門職学位課程を含む。)を修了した者
(博士課程の修了要件)

第20条 総合生産科学研究科総合生産科学専攻グリーンシステム科学コースの博士課程の修了の要件は、当該課程に5年以上在学し、45単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格するものとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、3年以上在学すれば足りるものとする。

2 医歯薬学総合研究科医療科学専攻、新興感染症病態制御学系専攻、放射線医療科学専攻及び先進予防医学共同専攻の博士課程の修了の要件は、当該課程に4年以上在学し、研究科規程に定める単位数以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格するものとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、3年以上在学すれば足りるものとする。

3 共同教育課程である博士課程の修了の要件は、前項に定めるもののほか、それぞれの構成大学院において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により10単位以上を修得するものとする。ただし、当該単位数には、第15条から第15条の3まで及び第17条の3の規定により修得した単位、修得したものとみなすことができる単位又はみなすものとする単位を含まないものとする。

(教職大学院の課程の修了要件)

第20条の2 教職大学院の課程の修了の要件は、当該課程に2年(2年以外の標準修業年限を定める学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限)以上在学し、45単位以上(高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員に係る実践的な能力を培うことを目的として幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(以下「小学校等」という。))その他の関係機関で行う実習に係る10単位以上を含む。)を修得することとする。ただし、研究科において必要と認めるときは、在学期間及び修了要件単位に加え、修了の要件を課すことができる。

2 学長は、教育学研究科教授会の議を経て教育上有益であると認めるときは、教職大学院

の課程に入学する前の小学校等の教員としての実務の経験を有する者について、10単位を超えない範囲で、前項に規定する実習により修得する単位の全部又は一部を免除することができる。

(教職大学院の課程における在学期間の短縮)

第20条の3 学長は、教育学研究科教授会の議を経て第15条の3第1項の規定により本学大学院に入学する前に修得した単位(学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を教職大学院の課程において修得したものとみなす場合であって当該単位の修得により本学大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して当該課程の標準修業年限の2分の1を超えない範囲で本学大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、当該教職大学院の課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

(学位の授与)

第21条 修士課程、博士課程又は専門職学位課程の修了要件を満たした者には、所属研究科又は学環の教授会の議を経て、学長(医歯薬学総合研究科の災害・被ばく医療科学共同専攻及び先進予防医学共同専攻にあつては、各共同専攻の教育課程を構成する大学の長)が課程の修了を認定し、修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与する。

2 前項に定めるもののほか、博士課程(医歯薬学総合研究科の博士課程を除く。)において、第18条第2項から第4項まで又は第18条の2に規定する修士課程の修了要件を満たした者には、所属研究科の教授会の議を経て、学長が修士の学位を授与することができる。

第22条 前条の学位の授与に関し必要な事項については、長崎大学学位規則(平成16年規則第11号。以下「学位規則」という。)の定めるところによる。

第4章 入学、転学、休学、退学、再入学等

(入学の時期)

第23条 学生の入学の時期は、学年の始めとする。ただし、後期の始めに入学させることができる。

(修士課程、博士前期課程及び専門職学位課程の入学資格)

第24条 修士課程、博士前期課程(第5条第4項に規定する熱帯医学・グローバルヘルス研究科グローバルヘルス専攻熱帯医学コース及び熱帯医学サテライトコースを除く。)及び専門職学位課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
 - (2) 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
 - (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
 - (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
 - (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
 - (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
 - (7) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
 - (8) 文部科学大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第5号）
 - (9) 学校教育法第102条第2項の規定により他の大学院に入学した者であって、各研究科において、本学大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
 - (10) 各研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの
- 2 第5条第4項に規定する熱帯医学・グローバルヘルス研究科グローバルヘルス専攻熱帯医学コース及び熱帯医学サテライトコースに入学することのできる者は、前項各号のいずれかに該当し、かつ、医師の免許（外国における医師の免許を含む。）取得後2年以上の臨床経験を有する者又はこれに相当する能力を有すると研究科が認めた者とする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、大学に文部科学大臣の定める年数以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であって、各研究科において、当該研究科の定める単位を優秀な成績で修得したと認める

ものを、本学大学院に入学させることができる。

(博士後期課程の入学資格)

第25条 博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
- (2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- (7) 文部科学大臣の指定した者（平成元年文部省告示第118号）
- (8) 各研究科及び学環において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

(博士課程の入学資格)

第26条 総合生産科学研究科総合生産科学専攻グリーンシステム科学コースの博士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当

該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が3年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者

(7) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(8) 文部科学大臣の指定した者(昭和28年文部省告示第5号)

(9) 学校教育法第102条第2項の規定により他の大学院に入学した者であつて、各研究科において、本学大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

(10) 各研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの

2 医歯薬学総合研究科医療科学専攻、新興感染症病態制御学系専攻、放射線医療科学専攻及び先進予防医学共同専攻の博士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 大学(医学、歯学、修業年限6年の薬学又は獣医学を履修する課程に限る。)を卒業した者

(2) 外国において、学校教育における18年の課程(最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医学)を修了した者

(3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程(最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医学)を修了した者

(4) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程(最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医学)を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

(5) 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が5年以

上である課程（医学，歯学，薬学又は獣医学を履修する課程に限る。）を修了すること
（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、
学士の学位に相当する学位を授与された者

(6) 文部科学大臣の指定した者（昭和30年文部省告示第39号）

(7) 学校教育法第102条第2項の規定により他の大学院に入学した者であって、研究科において、本学大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

(8) 研究科において、個別の入学資格審査により、第1号に規定する大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

3 前2項の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、大学に文部科学大臣の定める年数以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であって、各研究科において、当該研究科の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものを、本学大学院に入学させることができる。

（入学志願の手続）

第27条 入学志願者は、所定の手続により願出しなければならない。

（選抜試験）

第28条 入学志願者に対しては、長崎大学入学者選抜規則（平成16年規則第16号）の定めるところにより、選抜試験を行う。

（合格者の決定）

第29条 前条の選抜による合格者の決定は、各研究科及び学環の教授会の議を経て、学長が行う。

（入学手続及び入学許可）

第30条 第28条に規定する入学者選抜の結果に基づき、合格の通知を受けた者の入学の手続及び入学の許可については、本学学則第18条及び第19条の規定を準用する。

（転入学等）

第31条 次の各号のいずれかに該当する者が、転入学、転科又は転学環を願出たときは、学期の始めに限り、選考の上、許可することがある。

(1) 他の大学院に在学する者又は修了し、若しくは退学した者で転入学を志望するもの

(2) 他の研究科若しくは学環に在学する者又は修了し、若しくは退学した者で転科又は転学環を志望するもの

(3) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程に在学する者又は当該課程を修了し、若しくは退学した者（第24条から第26条に規定する入学資格を有する者に限る。）で転入学を志望するもの

(4) 国際連合大学の課程に在学する者又は当該課程を修了し、若しくは退学した者で転入学を志望するもの

2 前項により転入学、転科又は転学環を許可された者の既に履修した授業科目及び修得した単位並びに在学年数の認定は、所属研究科又は学環の教授会の議を経て、学長が決定する。

3 前2項の規定は、専攻を変更する場合に準用する。

第32条 前条第1項による転入学願、転科願又は転学環願は、所属の学長、研究科長又は学環長の紹介状を添えて、志願する研究科長又は学環長に提出するものとする。

第33条 本学大学院の学生が、他の大学院に転学しようとするときは、指導教授を経て、研究科長又は学環長に転学願を提出するものとする。

2 学長は、所属研究科又は学環の教授会の議を経て転学の事由が適当であると認めたときは、その転学を許可することができる。

3 前2項の規定は、他の研究科に転科又は学環に転学環を志望する場合にこれを準用する。
(休学及び復学)

第34条 休学及び復学に関しては、本学学則第21条から第23条までの規定を準用する。

2 休学期間は、通算して、標準修業年限を超えることができない。

(退学)

第35条 退学に関しては、本学学則第25条の規定を準用する。

(再入学)

第36条 再入学に関しては、本学学則第27条の規定を準用する。ただし、修士課程、博士前期課程及び専門職学位課程の退学者にあつては2年以内に、博士後期課程の退学者にあつては3年以内に、総合生産科学研究科総合生産科学専攻グリーンシステム科学コースの博士課程の退学者にあつては5年以内に、医歯薬学総合研究科医療科学専攻、新興感染症病態制御学系専攻、放射線医療科学専攻及び先進予防医学共同専攻の博士課程の退学者にあつては4年以内に、再入学を願い出た場合に限る。

(進学)

第37条 本学の大学院修士課程、博士前期課程及び専門職学位課程を修了し、引き続き博

士課程（多文化社会学研究科多文化社会学専攻，経済学研究科経営意思決定専攻，総合生産科学研究科総合生産科学専攻，医歯薬学総合研究科生命薬科学専攻及び熱帯医学・グローバルヘルス研究科グローバルヘルス専攻並びにプラネタリーヘルス学環にあつては，博士後期課程）に進学を志願する者については，各研究科規程及び学環規程の定めるところにより，選考の上，進学を許可する。

第5章 除籍，表彰及び懲戒

（除籍，表彰及び懲戒）

第38条 除籍，表彰及び懲戒に関しては，本学学則第28条，第49条及び第50条の規定を準用する。

第6章 検定料，入学料及び授業料

（検定料等の額及びその徴収方法等）

第39条 検定料，入学料及び授業料の額並びに徴収方法等は，長崎大学授業料，入学料，検定料及び寄宿料徴収規程（平成16年規程第92号）の定めるところによる。

（料金の返還）

第40条 既納の料金は，返還しない。ただし，次の各号の一に該当する場合は，当該料金の相当額（第2号の場合にあつては後期分の授業料相当額を，第3号の場合にあつては退学した翌月以降の授業料相当額をいう。）を返還するものとする。

- (1) 入学を許可されるときに前期分又は前期分及び後期分の授業料を納入した者が，入学年度の前年度の3月31日までに入学を辞退し，授業料の返還を申し出たとき。
- (2) 前期分の授業料納入の際に後期分の授業料を併せて納入した者が，後期分の授業料の納入時期前に休学又は退学したとき。
- (3) 授業料を納入した研究生が，在学期間の中で退学し，授業料の返還を申し出たとき。

第41条 入学料の免除及び徴収猶予，授業料の納期並びに授業料の免除及び徴収猶予並びに休学，退学，転学等に係る授業料については，本学学則第53条から第58条までの規定を準用する。

第7章 科目等履修生，研究生，特別聴講学生，特別研究学生，特別の課程及び外国人留学生

（科目等履修生）

第42条 本学大学院の学生以外の者で，本学大学院が開設する授業科目のうち一又は複数の授業科目について履修を希望するものがあるときは，選考の上，科目等履修生として入

学を許可することがある。

- 2 科目等履修生に関する規則は、別に定める。

(研究生)

第43条 本学大学院において特殊の事項について研究を希望する者があるときは、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

- 2 研究生に関する規則は、別に定める。

(特別聴講学生)

第44条 他の大学院（外国の大学院を含む。）の学生で、本学大学院の特定の授業科目を履修することを希望するものがあるときは、当該他大学院との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することがある。

- 2 特別聴講学生に係る検定料及び入学料は、徴収しない。
- 3 特別聴講学生に係る授業料については、科目等履修生と同様とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、特別聴講学生が学術交流協定等において授業料を徴収しないこととしている外国の大学院の学生又は大学間相互単位互換協定において授業料を徴収しないこととしている大学院の学生であるときは、授業料を徴収しない。
- 5 既納の授業料は、返還しない。
- 6 実験、実習に要する実費は、必要に応じ特別聴講学生の負担とする。

(特別研究学生)

第45条 他の大学院（外国の大学院を含む。）の学生で、本学大学院又は研究所等において研究指導を受けようとするものがあるときは、当該他大学院との協議に基づき、特別研究学生として入学を許可することがある。

- 2 特別研究学生に係る検定料及び入学料は、徴収しない。
- 3 特別研究学生に係る授業料については、研究生と同様とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、特別研究学生が学術交流協定等において授業料を徴収しないこととしている外国の大学院の学生又は特別研究学生交流協定等において授業料を徴収しないこととしている大学院の学生であるときは、授業料を徴収しない。
- 5 既納の授業料は、返還しない。
- 6 実験、実習に要する実費は、必要に応じ特別研究学生の負担とする。

(特別の課程)

第45条の2 学長は、本学大学院の学生以外の者を対象とした特別の課程を編成し、これを修了した者に対し、修了の事実を証する証明書を交付することができる。

- 2 前項に規定する特別の課程（履修資格を有する者が、学校教育法第102条第1項の規定により大学院に入学することができる者であるものに限る。）に関して、あらかじめ単位の授与を公表している当該課程を修了した者に対し、単位を与えることができる。
- 3 本学大学院の学生が第1項に規定する特別の課程を履修することが教育上有益であると認めるときは、当該課程を履修させることができる。

（外国人留学生）

第46条 外国人留学生として本学大学院に入学を志願する者があるときは、選考の上、入学を許可することがある。

- 2 外国人留学生に関する規則は、別に定める。

第8章 教員の免許状授与の所要資格の取得

（教員の免許状授与の所要資格の取得）

第47条 各研究科の専攻において、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める所要の単位を取得した者は、教員の免許状授与の所要資格を取得することができる。

- 2 前項の規定により所要資格を取得できる教員の免許状の種類は、別表第2のとおりとする。

第9章 国際連携専攻

（国際連携専攻の設置）

第48条 研究科は、教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には、外国の大学院と連携して教育研究を実施するための専攻（以下「国際連携専攻」という。）を置くことができる。

（教育課程の編成）

第49条 国際連携専攻を置く研究科は、第7条の2第1項の規定にかかわらず、国際連携専攻において連携して教育研究を実施する一以上の外国の大学院（以下「連携外国大学院」という。）が開設する授業科目を当該研究科の教育課程の一部とみなして、当該連携外国大学院と連携した教育課程を編成することができる。

- 2 国際連携専攻は、前項に規定する教育課程を編成し、及び実施するため、連携外国大学院との協議の場を設けるものとする。
- 3 国際連携専攻における教育は、授業科目の授業又は研究指導により行う。
- 4 単位の計算方法、履修方法及び履修科目の選定については、第9条から第11条までの規定にかかわらず、連携外国大学院と協議の上、別に定める。

(課程の修了要件)

第50条 国際連携専攻である博士後期課程の修了要件は、当該課程に3年以上在学し、所定の単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

(学位の授与)

第51条 学位の授与については、この学則及び学位規則に定めるもののほか、連携外国大学院と協議の上、別に定める。

(入学、進学等)

第52条 国際連携専攻の入学時期は、第23条を準用する。

第53条 国際連携専攻の入学資格は、第24条及び第25条に定めるもののほか、連携外国大学院と協議の上、別に定める。

第54条 国際連携専攻の入学志願の手続、選抜試験、合格者の決定、入学手続及び入学の許可については、第27条から第30条までの規定にかかわらず、連携外国大学院と協議の上、別に定める。

第55条 本学の大学院修士課程、博士前期課程及び専門職学位課程を修了し、引き続き博士課程国際連携専攻（熱帯医学・グローバルヘルス研究科長崎大学ーロンドン大学衛生・熱帯医学大学院国際連携グローバルヘルス専攻にあつては、博士後期課程）に進学を志願する者については、連携外国大学院と協議し、選考の上、進学を許可する。

(除籍、表彰及び懲戒)

第56条 国際連携専攻の学生の除籍、表彰及び懲戒については、第38条の規定によるもののほか、連携外国大学院と協議の上、別に定める。

(検定料、入学料及び授業料)

第57条 国際連携の検定料、入学料及び授業料については、第39条から第41条までに定めるもののほか、連携外国大学院と協議の上、別に定める。

(協議等)

第58条 国際連携専攻に係る次に掲げる事項については、この学則に定めるもののほか、連携外国大学院と協議の上、別に定める。

- (1) 教育組織の編成に関する事項
- (2) 学生の在籍の管理及び安全に関する事項
- (3) 学生の奨学及び厚生補導に関する事項

(4) 教育研究活動等の状況の評価に関する事項

(5) その他国際連携専攻に関する事項

第10章 雑則

(補則)

第59条 この学則に定めるもののほか、研究科又は学環に関し必要な事項は、研究科長又は学環長が学長の承認を得て、定めることができる。

第60条 この学則に定めるもののほか、本学大学院の学生に関し必要な事項は、本学学則を準用する。

第61条 本学学則をこの学則に準用する場合は、「学部」を「研究科又は学環」、「学部長」を「研究科長又は学環長」と、それぞれ読み替えるものとする。

附 則

- 1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 長崎大学大学院学則（昭和41年学則第1号）は、廃止する。
- 3 平成16年3月31日現在大学院に在学している者（以下この項において「在学者」という。）及び平成16年4月1日以後において在学者の属する年次に転入学又は再入学する者については、旧長崎大学大学院学則は、この学則の施行後も、なおその効力を有する。

附 則（平成17年9月22日学則第4号）

この学則は、平成17年9月22日から施行し、改正後の長崎大学大学院学則の規定は、平成17年4月1日から適用する。

附 則（平成17年12月22日学則第6号）

この学則は、平成17年12月22日から施行する。

附 則（平成18年3月22日学則第2号）

- 1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 生産科学研究科及び医歯薬学総合研究科の収容定員は、改正後の別表第1生産科学研究科の項、同表医歯薬学総合研究科の項及び同表合計の項の規定にかかわらず、平成18年度については、次のとおりとする。

研究科	専攻	修士課程及び博士前期課程		博士課程及び博士後期課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
生産科学研	機械システム工学専攻	30	57		

究科	電気情報工学専攻	52	104		
	環境システム工学専攻	36	68		
	物質工学専攻	38	65		
	水産学専攻	37	79		
	環境共生政策学専攻	8	16		
	環境保全設計学専攻	17	34		
	システム科学専攻			11	33
	海洋生産科学専攻			15	45
	物質科学専攻			14	42
	環境科学専攻			8	24
	小計	218	423	48	144
医歯薬学総合研究科	熱帯医学専攻	12	12		
	保健学専攻	12	12		
	医療科学専攻			77	307
	新興感染症病態制御学系専攻			24	93
	放射線医療科学専攻			11	44
	生命薬科学専攻	53	106	23	69
	小計	77	130	135	513
合計	348	659	186	666	

附 則（平成18年10月27日学則第6号）
この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月22日学則第2号）

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年12月21日学則第4号）

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成19年12月26日学則第5号）

この学則は、平成19年12月26日から施行する。

附 則（平成20年2月22日学則第3号）

1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。

2 教育学研究科、医歯薬学総合研究科及び国際健康開発研究科の収容定員は、改正後の別表第1の教育学研究科の項、同表医歯薬学総合研究科の項、同表国際健康開発研究科の項及び同表合計の項の規定にかかわらず、平成20年度及び平成21年度については、次のとおりとする。

(1) 平成20年度

研究科	専攻	修士課程及び博士前期課程		博士課程及び博士後期課程		専門職学位課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
教育学研究科	教科実践専攻	18	18				
	教職実践専攻					20	20
	小計	18	18			20	20
医歯薬学総合研究科	熱帯医学専攻	12	12				
	保健学専攻	12	24				
	医療科学専攻			77	308		
	新興感染症病態制御学系専攻			24	96		
	放射線医療科学専攻			11	44		

	生命薬科学専攻	53	106	18	64		
	小計	77	142	130	512		
国際健康開発研究科	国際健康開発専攻	10	10				
	小計	10	10				
合計		338	636	181	665	20	20

(2) 平成21年度

研究科	専攻	修士課程及び博士前期課程		博士課程及び博士後期課程		専門職学位課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
医歯薬学総合研究科	熱帯医学専攻	12	12				
	保健学専攻	12	24				
	医療科学専攻			77	308		
	新興感染症病態制御学系専攻			24	96		
	放射線医療科学専攻			11	44		
	生命薬科学専攻	53	106	18	59		
	小計	77	142	130	507		
合計		338	664	181	660	20	40

- 3 教育学研究科の学校教育専攻及び教科教育専攻は、改正後の第3条第1項及び別表第1の規定にかかわらず、平成20年3月31日に当該専攻に在学する学生が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとし、その収容定員は、次のとおりとする。

専攻	平成20年度
学校教育専攻	6
教科教育専攻	32

附 則（平成20年10月24日学則第4号）

この学則は、平成20年11月1日から施行する。

附 則（平成21年2月27日学則第2号）

- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 医歯薬学総合研究科の収容定員は、改正後の別表第1医歯薬学総合研究科の項及び同表合計の項の規定にかかわらず、平成21年度から平成23年度までについては、次のとおりとする。

(1) 平成21年度

研究科	専攻	修士課程及び博士前期課程		博士課程及び博士後期課程		専門職学位課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
医歯薬学総合研究科	熱帯医学専攻	12	12				
	保健学専攻	12	24				
	医療科学専攻			62	293		
	新興感染症病態制御学系専攻			20	92		

	攻						
	放射線医療科学専攻			8	41		
	生命薬科学専攻	53	106	18	59		
	小計	77	142	108	485		
合計		338	664	159	638	20	40

(2) 平成22年度

研究科	専攻	修士課程及び博士前期課程		博士課程及び博士後期課程		専門職学位課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
医歯薬学総合研究科	熱帯医学専攻	12	12				
	保健学専攻	12	24				
	医療科学専攻			62	278		
	新興感染症病態制御学系専攻			20	88		
	放射線医療科学専攻			8	38		

	生命薬科学専攻	53	106	18	54		
	小計	77	142	108	458		
合計		338	664	159	611	20	40

(3) 平成23年度

研究科	専攻	修士課程及び博士前期課程		博士課程及び博士後期課程		専門職学位課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
医歯薬学総合研究科	熱帯医学専攻	12	12				
	保健学専攻	12	24				
	医療科学専攻			62	263		
	新興感染症病態制御学系専攻			20	84		
	放射線医療科学専攻			8	35		
	生命薬科学専攻	53	106	18	54		
	小計	77	142	108	436		

合計	338	664	159	589	20	40
----	-----	-----	-----	-----	----	----

附 則（平成21年7月24日学則第4号）

この学則は、平成21年7月24日から施行する。

附 則（平成22年2月26日学則第2号）

1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。

2 医歯薬学総合研究科の収容定員は、改正後の別表第1医歯薬学総合研究科の項及び同表合計の項の規定にかかわらず、平成22年度及び平成23年度については、次のとおりとする。

(1) 平成22年度

研究科	専攻	修士課程及び博士前期課程		博士課程及び博士後期課程		専門職学位課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
医歯薬学総合研究科	熱帯医学専攻	12	12				
	保健学専攻	12	24				
	医療科学専攻			62	278		
	新興感染症病態制御学系専攻			20	88		
	放射線医療科学専攻			8	38		
	生命薬科学専攻	36	36	18	54		
	小計	60	72	108	458		
合計		321	594	159	611	20	40

(2) 平成23年度

研究科	専攻	修士課程及び博士前期課程	博士課程及び博士後期課程	専門職学位課程
-----	----	--------------	--------------	---------

		入学 定員	収容 定員	入学 定員	収容 定員	入学 定員	収容 定員
医歯 薬学 総合 研究 科	熱帯医学専攻	12	12				
	保健学専攻	12	24				
	医療科学専攻			62	263		
	新興感染症病態 制御学系専攻			20	84		
	放射線医療科学 専攻			8	35		
	生命薬科学専攻	36	72	18	54		
	小計	60	108	108	436		
合計	321	630	159	589	20	40	

3 医歯薬学総合研究科生命薬科学専攻の博士前期課程は、改正後の第3条第1項及び別表第1の規定にかかわらず、平成22年3月31日に当該課程に在学する学生が当該課程に在学しなくなるまでの間、存続するものとし、その収容定員は、次のとおりとする。

専攻	課程	平成22年度
生命薬科学専攻	博士前期課程	53

附 則（平成22年7月15日学則第3号）

この学則は、平成22年7月15日から施行する。

附 則（平成23年2月24日学則第1号）

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年2月24日学則第2号）

1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。

2 工学研究科及び水産・環境科学総合研究科の収容定員は、改正後の別表第1工学研究科、水産・環境科学総合研究科の項及び同表合計の項の規定にかかわらず、平成23年度から平成26年度については、次のとおりとする。

(1) 平成23年度

研究科	専攻	修士課程及び博士前期課程		博士課程及び博士後期課程		専門職学位課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
工学 研究科	総合工学専攻	200	200				
	生産システム工学専攻			10	10		
	グリーンシステム創成科学専攻			5	5		
	小計	200	200	15	15		
水産・環境科学総合研究科	水産学系専攻	35	35				
	環境共生政策学専攻	8	8				
	環境保全設計学専攻	17	17				
	環境海洋資源学専攻			12	12		
	海洋フィールド生命科学専攻			5	5		
	小計	60	60	17	17		
合計		363	672	143	573	20	40

(2) 平成24年度

研究科	専攻	修士課程及び博士前期課程		博士課程及び博士後期課程		専門職学位課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員

工学 研究 科	総合工学専攻	200	400				
	生産システム工学専攻			10	20		
	グリーンシステム創 成科学専攻			5	10		
	小計	200	400	15	30		
水 産・環 境科 学総 合研 究科	水産学系専攻	35	70				
	環境共生政策学専攻	8	16				
	環境保全設計学専攻	17	34				
	環境海洋資源学専攻			12	24		
	海洋フィールド生命 科学専攻			5	10		
	小計	60	120	17	34		
合計	363	714	143	535	20	40	

(3) 平成25年度

研究 科	専攻	修士課程及び博 士前期課程		博士課程及び博 士後期課程		専門職学位課程	
		入学 定員	収容 定員	入学 定員	収容 定員	入学 定員	収容 定員
工学 研究 科	総合工学専攻	200	400				
	生産システム工学専攻			10	30		
	グリーンシステム創 成科学専攻			5	15		

	小計	200	400	15	45		
水産・環境科学総合研究科	水産学系専攻	35	70				
	環境共生政策学専攻	8	16				
	環境保全設計学専攻	17	34				
	環境海洋資源学専攻			12	36		
	海洋フィールド生命科学専攻			5	15		
	小計	60	120	17	51		
合計		363	714	143	519	20	40

(4) 平成26年度

研究科	専攻	修士課程及び博士前期課程		博士課程及び博士後期課程		専門職学位課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
工学研究科	総合工学専攻	200	400				
	生産システム工学専攻			10	30		
	グリーンシステム創成科学専攻			5	20		
	小計	200	400	15	50		
水産・環境科	水産学系専攻	35	70				
	環境共生政策学専攻	8	16				
	環境保全設計学専攻	17	34				

学総 合研 究科	環境海洋資源学専攻			12	36		
	海洋フィールド生命 科学専攻			5	20		
	小計	60	120	17	56		
合計		363	714	143	529	20	40

3 生産科学研究科は、改正後の長崎大学大学院学則の規定にかかわらず、平成23年3月31日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなるまでの間、存続するものとし、なお従前の例による。

4 前項の場合において、別表第1の規定にかかわらず、生産科学研究科の収容定員については、次のとおりとする。

専攻	課程	平成23年 度	平成24 年度
機械システム工学専攻	博士前期課程	30	
電気情報工学専攻	博士前期課程	52	
環境システム工学専攻	博士前期課程	36	
物質工学専攻	博士前期課程	38	
水産学専攻	博士前期課程	37	
環境共生政策学専攻	博士前期課程	8	
環境保全設計学専攻	博士前期課程	17	
システム科学専攻	博士後期課程	22	11
海洋生産科学専攻	博士後期課程	30	15
物質科学専攻	博士後期課程	28	14
環境科学専攻	博士後期課程	16	8

附 則（平成24年2月24日学則第2号）

- 1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 医歯薬学総合研究科の収容定員は、改正後の別表第1医歯薬学総合研究科の項及び同表合計の項の規定にかかわらず、平成24年度及び平成25年度については、次のとおりとする。

(1) 平成24年度

研究科	専攻	修士課程及び博士前期課程		博士課程及び博士後期課程		専門職学位課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
医歯薬学総合研究科	熱帯医学専攻	12	12				
	保健学専攻	20	32				
	医療科学専攻			62	248		
	新興感染症病態制御学系専攻			20	80		
	放射線医療科学専攻			8	32		
	生命薬科学専攻	36	72	10	46		
	小計	68	116	100	406		
合計		371	722	135	527	20	40

(2) 平成25年度

研究科	専攻	修士課程及び博士前期課程	博士課程及び博士後期課程	専門職学位課程

		入学 定員	収容 定員	入学 定員	収容 定員	入学 定員	収容 定員
医歯薬 学総合 研究科	熱帯医学専攻	12	12				
	保健学専攻	20	40				
	医療科学専攻			62	248		
	新興感染症病態 制御学系専攻			20	80		
	放射線医療科学 専攻			8	32		
	生命薬科学専攻	36	72	10	38		
	小計	68	124	100	398		
合計	371	730	135	505	20	40	

3 研究科の収容定員は、改正後の別表第1合計の項の規定にかかわらず、平成26年度については、次のとおりとする。

研究科	専攻	修士課程及び博士 前期課程		博士課程及び博士 後期課程		専門職学位課程	
		入学 定員	収容 定員	入学 定員	収容 定員	入学 定員	収容 定員
合計		371	730	135	505	20	40

4 医歯薬学総合研究科生命薬科学専攻の修士課程は、改正後の長崎大学大学院学則の規定にかかわらず、平成24年3月31日に当該修士課程に在学する学生が当該修士課程に在学しなくなるまでの間、存続するものとし、なお従前の例による。ただし、改正前の別表第1の規定は、適用しない。

附 則（平成24年9月21日学則第3号）

この学則は、平成24年9月21日から施行する。

附 則（平成25年2月22日学則第1号）

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年2月21日学則第2号）

- 1 この学則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 教育学研究科教科実践専攻は、改正後の長崎大学大学院学則の規定にかかわらず、平成26年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとし、その収容定員は、次のとおりとする。

専攻	課程	平成26年度
教科実践専攻	修士課程	18

- 3 教育学研究科の収容定員は、改正後の別表第1教育学研究科の項及び同表合計の項の規定にかかわらず、平成26年度については、次のとおりとする。

研究科	専攻	修士課程及び博士前期課程		博士課程及び博士後期課程		専門職学位課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
教育学研究科	教職実践専攻					38	58
	小計					38	58
合計		353	712	135	505	38	58

附 則（平成27年3月27日学則第3号）

- 1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 医歯薬学総合研究科熱帯医学専攻は、改正後の長崎大学大学院学則の規定にかかわらず、当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 工学研究科、水産・環境科学総合研究科及び熱帯医学・グローバルヘルス研究科の収容定員は、改正後の別表第1工学研究科、水産・環境科学総合研究科及び熱帯医学・グローバルヘルス研究科の項及び同表合計の項の規定にかかわらず、平成27年度及び平成28

年度については、次のとおりとする。

(1) 平成27年度

研究科	専攻	修士課程及び博士前期課程		博士課程及び博士後期課程		専門職学位課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
工学研究科	総合工学専攻	220	420				
	生産システム工学専攻			15	35		
	グリーンシステム創成科学専攻			5	25		
	小計	220	420	20	60		
水産・環境科学総合研究科	水産学専攻	35	70				
	環境科学専攻	25	25				
	環境海洋資源学専攻			12	36		
	海洋フィールド生命科学専攻			5	25		

	小計	60	95	17	61		
熱帯医学・グローバルヘルス研究科	グローバルヘルス専攻	27	27				
	小計	27	27				
合計		378	709	140	520	38	76

(2) 平成28年度

研究科	専攻	修士課程及び博士前期課程		博士課程及び博士後期課程		専門職学位課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
工学研究科	総合工学専攻	220	440				
	生産システム工学専攻			15	40		
	グリーンシステム創成科学専攻			5	25		
	小計	220	440	20	65		
合計		378	744	140	525	38	76

4 水産・環境科学総合研究科の環境共生政策学専攻及び環境保全設計学専攻並びに国際健康開発研究科国際健康開発専攻は、改正後の長崎大学大学院学則の規定にかかわらず、平

成 27 年 3 月 31 日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間, 存続するものとし, その収容定員は, 次のとおりとする。

専攻	課程	平成 27 年度
環境共生政策学専攻	博士前期課程	8
環境保全設計学専攻	博士前期課程	17
国際健康開発専攻	修士課程	10

附 則 (平成 27 年 3 月 27 日学則第 4 号)

この学則は, 平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 28 年 3 月 28 日学則第 2 号)

- 1 この学則は, 平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 工学研究科及び医歯薬学総合研究科の収容定員は, 改正後の別表第 1 の工学研究科及び医歯薬学総合研究科の項並びに同表合計の項の規定にかかわらず, 平成 28 年度から平成 30 年度までについては, 次のとおりとする。

(1) 平成 28 年度

研究科	専攻	修士課程及び博士前期課程		博士課程及び博士後期課程		専門職学位課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
工学研究科	総合工学専攻	220	440				
	生産システム工学専攻			15	40		
	グリーンシステム創成科学専攻			5	25		
	小計	220	440	20	65		

医歯薬学総合研究科	保健学専攻	20	40				
	災害・被ばく医療科学共同専攻	10	10				
	医療科学専攻			60	246		
	新興感染症病態制御学系専攻			20	80		
	放射線医療科学専攻			5	29		
	先進予防医学共同専攻			10	10		
	生命薬科学専攻	36	72	10	30		
	小計	66	122	105	395		
合計	388	754	145	535	38	76	

(2) 平成29年度

研究科	専攻	修士課程及び博士前期課程		博士課程及び博士後期課程		専門職学位課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
医歯薬学総合研究科	保健学専攻	20	40				

合研究科	災害・被ばく医療科学共同専攻	10	20				
	医療科学専攻			60	24 4		
	新興感染症病態制御学系専攻			20	80		
	放射線医療科学専攻			5	26		
	先進予防医学共同専攻			10	20		
	生命薬科学専攻	36	72	10	30		
	小計	66	13 2	10 5	40 0		
合計	38 8	76 4	14 5	54 0	38	76	

(3) 平成30年度

研究科	専攻	修士課程及び博士前期課程		博士課程及び博士後期課程		専門職学位課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
医歯薬学総	保健学専攻	20	40				

合研究科	災害・被ばく医療科学共同専攻	10	20				
	医療科学専攻			60	24 2		
	新興感染症病態制御学系専攻			20	80		
	放射線医療科学専攻			5	23		
	先進予防医学共同専攻			10	30		
	生命薬科学専攻	36	72	10	30		
	小計	66	13 2	10 5	40 5		
合計	38 8	76 4	14 5	54 5	38	76	

附 則（平成28年5月27日学則第3号）

この学則は、平成28年5月27日から施行する。

附 則（平成29年3月29日学則第2号）

1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。

2 熱帯医学・グローバルヘルス研究科の収容定員は、改正後の別表第1の熱帯医学・グローバルヘルス研究科の項及び同表合計の項の規定にかかわらず、平成29年度については、次のとおりとする。

研究科	専攻	修士課程及び博士前期課程	博士課程及び博士後期課程	専門職学位課程
-----	----	--------------	--------------	---------

		入学 定員	収容 定員	入学 定員	収容 定員	入学 定員	収容 定員
熱帯医学・ グローバル ヘルス研究 科	グローバルヘ ルス専攻	37	52				
	小計	37	52				
合計		39	77	14	54	38	76
		8	4	5	0		

附 則（平成30年1月9日学則第2号）

この学則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月27日学則第4号）

1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。

2 多文化社会学研究科，教育学研究科及び熱帯医学・グローバルヘルス研究科の収容定員は，改正後の別表第1の多文化社会学研究科，教育学研究科及び熱帯医学・グローバルヘルス研究科の項並びに同表合計の項の規定にかかわらず，平成30年度及び平成31年度については，次のとおりとする。

(1) 平成30年度

研究科	専攻	修士課程及び博士前期課程		博士課程及び博士後期課程		専門職学位課程	
		入学 定員	収容 定員	入学 定員	収容 定員	入学 定員	収容 定員
多文化社会学研究科	多文化社会学 専攻	10	10				
	小計	10	10				
教育学研究	教職実践専攻					28	66

科							
	小計					28	66
熱帯医学・ グローバル ヘルス研究 科	グローバルヘルス専攻	37	62	5	5		
	長崎大学ーロンドン大学衛生・熱帯医学大学院国際連携グローバルヘルス専攻			5	5		
	小計	37	62	10	10		
合計		40	79	15	55	28	66
		8	4	5	5		

(2) 平成31年度

研究科	専攻	修士課程及び博士前期課程		博士課程及び博士後期課程		専門職学位課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
多文化社会学研究科	多文化社会学専攻	10	20				
	小計	10	20				
教育学研究科	教職実践専攻					28	56

	小計					28	56
熱帯医学・ グローバル ヘルス研究 科	グローバルヘルス専攻	37	62	5	10		
	長崎大学ーロンドン大学衛生・熱帯医学大学院国際連携グローバルヘルス専攻			5	10		
	小計	37	62	10	20		
合計		40	79	15	57	28	56
		8	4	5	0		

附 則（平成31年2月22日学則第2号）

- この学則は、平成31年2月22日から施行し、改正後の第3条、第7条の4及び第7条の5の規定は、平成30年11月1日から適用する。
- 平成31年3月31日現在経済学研究科博士後期課程に在学している者については、改正後の第19条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成31年3月29日学則第4号）

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年9月27日学則第1号）

- この学則は、令和2年4月1日から施行する。
- 多文化社会学研究科の収容定員は、改正後の別表第1の多文化社会学研究科の項及び同表合計の項の規定にかかわらず、令和2年度及び令和3年度については、次のとおりとする。

(1) 令和2年度

研究科	専攻	修士課程及び博士前期課程	博士課程及び博士後期課程	専門職学位課程

		入学 定員	収容 定員	入学 定員	収容 定員	入学 定員	収容 定員
多文化社会学研究科	多文化社会学 専攻	10	20	3	3		
	小計	10	20	3	3		
合計		408	804	158	583	28	56

(2) 令和3年度

研究科	専攻	修士課程及び博士前期課程		博士課程及び博士後期課程		専門職学位課程	
		入学 定員	収容 定員	入学 定員	収容 定員	入学 定員	収容 定員
多文化社会学研究科	多文化社会学 専攻	10	20	3	6		
	小計	10	20	3	6		
合計		408	804	158	586	28	56

附 則（令和2年1月24日学則第2号）

この学則は、令和2年1月24日から施行する。

附 則（令和2年3月27日学則第4号）

- この学則は、令和2年4月1日から施行する。
- 令和2年3月31日現在多文化社会学研究科に在学している者については、改正後の第18条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和2年9月25日学則第6号）

この学則は、令和2年10月1日から施行する。

附 則（令和3年3月26日学則第2号）

この学則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年5月21日学則第3号）

- この学則は、令和3年5月21日から施行し、改正後の長崎大学大学院学則の規定は、

令和3年4月1日から適用する。

- 2 医歯薬学総合研究科の収容定員は、改正後の別表第1の医歯薬学総合研究科の項及び同表合計の項の規定にかかわらず、令和3年度については、次のとおりとする。

研究科	専攻	修士課程及び博士前期課程		博士課程及び博士後期課程		専門職学位課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
医歯薬学総合研究科	保健学専攻	30	50				
	災害・被ばく医療科学共同専攻	10	20				
	医療科学専攻			60	240		
	新興感染症病態制御学系専攻			20	80		
	放射線医療科学専攻			5	20		
	先進予防医学共同専攻			10	40		
	生命薬科学専攻	36	72	10	30		
	小計	76	142	105	410		
合計		418	814	158	589	28	56

附 則（令和4年3月28日学則第3号）

- この学則は、令和4年4月1日から施行する。
- 水産・環境科学総合研究科海洋フィールド生命科学専攻は、改正後の長崎大学大学院学

則の規定にかかわらず、令和4年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとし、その収容定員は、次のとおりとする。

研究科	専攻	博士課程及び博士後期課程			
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
水産・環境科学総合研究科	海洋フィールド生命科学専攻	20	15	10	5

附 則（令和4年6月27日学則第5号）

- この学則は、令和4年10月1日から施行する。
- 熱帯医学・グローバルヘルス研究科及びプラネタリーヘルス学環の収容定員は、改正後の別表第1の熱帯医学・グローバルヘルス研究科及びプラネタリーヘルス学環の項の規定にかかわらず、令和4年度及び令和5年度は、次のとおりとする。

(1) 令和4年度

研究科・学環	専攻	修士課程及び博士前期課程		博士課程及び博士後期課程		専門職学位課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
熱帯医学・グローバルヘルス研究科	グローバルヘルス専攻	37	62	10 (5)	20 (5)		
	長崎大学—ロンドン大学衛生・熱帯医学大学院国際連携グローバルヘルス専攻			5	15		
	小計	37	62	15 (5)	35 (5)		

プラネタリーヘルス学環	—			5	5		
	小計			5	5		

(2) 令和5年度

研究科・学環	専攻	修士課程及び博士前期課程		博士課程及び博士後期課程		専門職学位課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
熱帯医学・グローバルヘルス研究科	グローバルヘルス専攻	37	62	10 (5)	25 (10)		
	長崎大学—ロンドン大学衛生・熱帯医学大学院国際連携グローバルヘルス専攻			5	15		
	小計	37	62	15 (5)	40 (10)		
プラネタリーヘルス学環	—			5	10		
	小計			5	10		

3 博士課程及び博士後期課程の収容定員の合計は、改正後の別表第1の合計の項の規定にかかわらず、令和4年度から令和7年度までについては、次のとおりとする。

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
合計	589 (5)	589 (10)	589 (15)	584 (15)

附 則 (令和 年 月 日学則第 号)

- 1 この学則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 総合生産科学研究科の入学定員及び収容定員は、改正後の別表第1 総合生産科学研究科の項の規定にかかわらず、令和6年度から令和9年度までについては、次のとおりとする。

(1) 令和6年度

研究科・学環	専攻	修士課程及び博士前期課程		博士課程及び博士後期課程		専門職学位課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
総合生産科学研究科	総合生産科学専攻	315	315	60	60		
	小計	315	315	60	60		

(2) 令和7年度

研究科・学環	専攻	修士課程及び博士前期課程		博士課程及び博士後期課程		専門職学位課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
総合生産科学研究科	総合生産科学専攻	315	630	60	120		
	小計	315	630	60	120		

(3) 令和8年度

研究科・学環	専攻	修士課程及び博士前期課程		博士課程及び博士後期課程		専門職学位課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
総合生産科	総合生産科学	315	630	60	180		

学研究科	専攻						
	小計	315	630	60	180		

(4) 令和9年度

研究科・学環	専攻	修士課程及び博士前期課程		博士課程及び博士後期課程		専門職学位課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
総合生産科学研究科	総合生産科学専攻	315	630	60	185		
	小計	315	630	60	185		

3 工学研究科及び水産・環境科学総合研究科は、改正後の長崎大学大学院学則の規定にかかわらず、令和6年3月31日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなるまでの間、存続するものとし、なお従前の例による。

4 前項の場合において、別表第1の規定にかかわらず、工学研究科及び水産・環境科学総合研究科の収容定員は、次のとおりとする。

研究科・学環	専攻	課程	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
工学研究科	総合工学専攻	博士前期課程	220	0	0	0
	生産システム工学専攻	博士後期課程	30	15	0	0
	グリーンシステム創成科学専攻	博士課程	20	15	10	5
水産・環境科学研究科	水産学専攻	博士前期課程	35	0	0	0
	環境科学専攻	博士前期課程	25	0	0	0

	環境海洋資源 学専攻	博士後期課 程	24	12	0	0
--	---------------	------------	----	----	---	---

5 修士課程及び博士前期課程並びに博士課程及び博士後期課程の収容定員の合計は、改正後の別表第1の合計の項の規定にかかわらず、令和6年度及び令和7年度については、次のとおりとする。

	令和6年度		令和7年度	
	修士課程及び博士 前期課程	博士課程及び博士 後期課程	修士課程及び博士 前期課程	博士課程及び博士 後期課程
合計	859	617	894	640

別表第1

研究科・学 環	専攻	修士課程及び博 士前期課程		博士課程及び博 士後期課程		専門職学位課程	
		入学 定員	収容 定員	入学 定員	収容 定員	入学 定員	収容 定員
多文化社会 学研究科	多文化社会学 専攻	10	20	3	9		
	小計	10	20	3	9		
教育学研究 科	教職実践専攻					28	56
	小計					28	56
経済学研究 科	経済経営政策 専攻	15	30				
	経営意思決定 専攻			3	9		
	小計	15	30	3	9		
総合生産科 学研究科	総合生産科学 専攻	315	630	60	190		

	小計	315	630	60	190		
医歯薬学総合研究科	保健学専攻	30	60				
	災害・被ばく医療科学共同専攻	10	20				
	医療科学専攻			60	240		
	新興感染症病態制御学系専攻			20	80		
	放射線医療科学専攻			5	20		
	先進予防医学共同専攻			10	40		
	生命薬科学専攻	36	72	10	30		
	小計	76	152	105	410		
熱帯医学・グローバルヘルス研究科	グローバルヘルス専攻	37	62	10 (5)	30 (15)		
	長崎大学ーロンドン大学衛生・熱帯医学大学院国際連携グローバルヘルス専攻			5	15		
	小計	37	62	15 (5)	45 (15)		

プラネタリーヘルス学環	—			5	15		
	小計			5	15		
合計		453	894	186 (5)	663 (15)	28	56

備考

1 ()内の人数は、第3条第6項に規定する連携協力研究科から、プラネタリーヘルス学環に活用する入学定員及び収容定員とし、内数とする。

2 収容定員の合計は、令和8年度以降の人数を示す。

別表第2

研究科	専攻	教員の免許状の種類（免許教科・領域）	
		多文化社会学研究科	多文化社会学専攻 (博士前期課程)
教育学研究科	教職実践専攻	幼稚園教諭専修免許状	
		小学校教諭専修免許状	
		中学校教諭専修免許状	(国語, 社会, 数学, 理科, 音楽, 美術, 保健体育, 技術, 家庭, 英語)
		高等学校教諭専修免許状	(国語, 地理歴史, 公民, 数学, 理科, 音楽, 美術, 書道, 保健体育, 家庭, 情報, 工業, 英語)
		特別支援学校教諭専修免許状	(知的障害者, 肢体不自由者, 病弱者)
経済学研究科	経済経営政策専攻	高等学校教諭専修免許状	(商業)

総合生産科 学研究科	総合生産科学専攻	高等学校教諭専修 免許状	(水産)
---------------	----------	-----------------	------

長崎大学大学院学則（案） 変更事項を記載した書類

1. 変更事由

本学大学院に、再生可能エネルギー開発、水環境技術推進、自然環境の保全と整合性のある国土強靱化・減災、水産資源の活用等、地域振興のための技術革新及びカーボンニュートラルの実現に向け、IT及びデータサイエンスを用いた先端技術を創出するとともに、更なる国際連携を強化することで、学問領域を超えた俯瞰的視野に立ち、世界的規模の課題に進取果敢に取り組み解決できる研究者及び高度専門職業人を養成することを目的として、総合生産科学研究科を設置するため、所要の改正を行うもの。

2. 主な変更内容

① 第3条第1項

本学大学院に置く組織に、総合生産科学研究科を加える。

② 第5条第5項

総合生産科学研究科の標準修業年限を定める。

③ 第19条第2項、第20条第1項

総合生産科学研究科の博士後期課程及び5年一貫制博士課程の修了要件を追加する。

※博士前期課程の修了要件は、第18条の2で既に規定済みのため追加なし

④ 別表第1

総合生産科学研究科の入学定員及び収容定員を加える。

3. 変更時期

令和6年4月1日

長崎大学大学院学則の一部改正について

改正理由

本学大学院に、再生可能エネルギー開発、水環境技術推進、自然環境の保全と整合性のある国土強靱化・減災、水産資源の活用等、地域振興のための技術革新及びカーボンニュートラルの実現に向け、IT及びデータサイエンスを用いた先端技術を創出するとともに、更なる国際連携を強化することで、学問領域を超えた俯瞰的視野に立ち、世界的規模の課題に進取果敢に取り組み解決できる研究者及び高度専門職業人を養成することを目的として、総合生産科学研究科を設置するため、所要の改正を行うものである。

令和6年 月 日

学則第 号

制定権者 長崎大学長 河野 茂

長崎大学大学院学則の一部を改正する学則（案）

長崎大学大学院学則（平成16年学則第2号）の一部を、次の新旧対照表のように改正する。

新	旧
<p>第1章 総則 (目的)</p> <p>第1条 長崎大学大学院（以下「本学大学院」という。）は、国立大学法人長崎大学基本規則（平成16年規則第1号）第3条に規定する理念に基づき、実践的問題解決能力と政策立案能力を有し国際的問題及び地域の諸課題を解決しうる高度専門職業人並びに豊かな創造的能力を有し先導的知を創生しうる研究者を養成し、もって広く人類に貢献することを目的とする。</p> <p>2 本学大学院の修業年限、教育課程、教育研究組織その他の学生の修学上必要な事項については、この学則の定めるところによる。</p> <p>第1条の2及び第2条 略 (研究科及び学環の専攻、課程、収容定員等)</p> <p>第3条 研究科及び学環の専攻及び課程は、次のとおりとする。</p>	<p>第1章 同左</p> <p>第1条 同左</p> <p>第1条の2及び第2条 同左 (研究科及び学環の専攻、課程、収容定員等)</p> <p>第3条 同左</p>

研究科・学環	専攻	課程	
略	略	略	略
		略	
略	略	略	
経済学研究科	経済経営政策専攻	前期2年の課程	博士課程
	経営意思決定専攻	後期3年の課程	
(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)
	(削る。)	(削る。)	
	(削る。)	(削る。)	
(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)
	(削る。)	(削る。)	
総合生産科学研究科	総合生産科学専攻	前期2年の課程	博士課程
		後期3年の課程	
		博士課程	

研究科・学環	専攻	課程	
同左	同左	同左	同左
		同左	
同左	同左	同左	
同左	同左	同左	同左
	同左	同左	
工学研究科	総合工学専攻	前期2年の課程	博士課程
	生産システム工学専攻	後期3年の課程	
	グリーンシステム創成科学専攻	博士課程	
水産・環境科学総合研究科	水産学専攻, 環境科学専攻	前期2年の課程	博士課程
	環境海洋資源学専攻	後期3年の課程	

略	略	略	略
---	---	---	---

2 多文化社会学研究科，経済学研究科，総合生産科学研究科（総合生産科学専攻グリーンシステム科学コースを除く。），医歯薬学総合研究科生命薬科学専攻及び熱帯医学・グローバルヘルス研究科グローバルヘルス専攻の博士課程は，前期2年の課程（以下「博士前期課程」という。）及び後期3年の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分し，博士前期課程は，修士課程として取り扱うものとする。

3～5 略

6 プラネタリーヘルス学環は，第7条の6に規定する研究科等連係課程実施基本組織として，多文化社会学研究科，経済学研究科，総合生産科学研究科，医歯薬学総合研究科及び熱帯医学・グローバルヘルス研究科の緊密な連係及び協力の下，実施する博士後期課程とする。

7 研究科及び学環の収容定員は，別表第1のとおりとする。

第4条 略

（標準修業年限）

第5条 教育学研究科専門職学位課程の標準修業年限は，2年とする。ただし，教育上の必要があると認められる場合は，学生の履修上の区分に応じ，その標準修業年限は，1年以上2年未満の期間又は2年を超える期間とすることができるものとする。

2～4 略

5 多文化社会学研究科，経済学研究科，総合生産科学研究科及び医歯薬学総合研究科生命薬科学専攻の博士課程の標準修業年限は5年とし，博士前期課程の標準修業年限は2年，博士後期課程の標準修業年限は3年とする。

同左	同左	同左	同左
----	----	----	----

2 多文化社会学研究科，経済学研究科，工学研究科（グリーンシステム創成科学専攻を除く。），水産・環境科学総合研究科，医歯薬学総合研究科生命薬科学専攻及び熱帯医学・グローバルヘルス研究科グローバルヘルス専攻の博士課程は，前期2年の課程（以下「博士前期課程」という。）及び後期3年の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分し，博士前期課程は，修士課程として取り扱うものとする。

3～5 同左

6 プラネタリーヘルス学環は，第7条の6に規定する研究科等連係課程実施基本組織として，多文化社会学研究科，経済学研究科，工学研究科，水産・環境科学総合研究科，医歯薬学総合研究科及び熱帯医学・グローバルヘルス研究科の緊密な連係及び協力の下，実施する博士後期課程とする。

7 同左

第4条 同左

（標準修業年限）

第5条 同左

2～4 同左

5 多文化社会学研究科，経済学研究科，工学研究科，水産・環境科学総合研究科及び医歯薬学総合研究科生命薬科学専攻の博士課程の標準修業年限は5年とし，博士前期課程の標準修業年限は2年，博士後期課程の標準修業年限は3年とする。

6及び7 略

第5条の2～第7条 略

第2章 略

第3章 課程の修了要件及び学位の授与

第18条及び第18条の2 略

(博士後期課程の修了要件)

第19条 多文化社会学研究科多文化社会学専攻の博士後期課程の修了要件は、当該課程に3年(専門職大学院設置基準第18条第1項の法科大学院の課程を修了した者にあつては、2年)以上在学し、16単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。

2 博士後期課程(多文化社会学研究科多文化社会学専攻の博士後期課程を除く。)の修了の要件は、当該課程に3年(専門職大学院設置基準第18条第1項の法科大学院の課程を修了した者にあつては、2年)以上在学し、総合生産科学研究科総合生産科学専攻及びプラネタリーヘルス学環にあつては15単位以上を、経済学研究科経営意思決定専攻、医歯薬学総合研究科生命薬科学専攻及び熱帯医学・グローバルヘルス研究科グローバルヘルス専攻にあつては16単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

3及び4 略

(博士課程の修了要件)

第20条 総合生産科学研究科総合生産科学専攻グリーンシステム科学コースの博士課程の修了の要件は、当該課程に5年以上在学し、45単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格するものとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業

6及び7 同左

第5条の2～第7条 同左

第2章 同左

第3章 同左

第18条及び第18条の2 同左

(博士後期課程の修了要件)

第19条 同左

2 博士後期課程(多文化社会学研究科多文化社会学専攻の博士後期課程を除く。)の修了の要件は、当該課程に3年(専門職大学院設置基準第18条第1項の法科大学院の課程を修了した者にあつては、2年)以上在学し、工学研究科生産システム工学専攻及び水産・環境科学総合研究科環境海洋資源学専攻並びにプラネタリーヘルス学環にあつては15単位以上を、経済学研究科経営意思決定専攻、医歯薬学総合研究科生命薬科学専攻及び熱帯医学・グローバルヘルス研究科グローバルヘルス専攻にあつては16単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

3及び4 同左

(博士課程の修了要件)

第20条 工学研究科グリーンシステム創成科学専攻の博士課程の修了の要件は、当該課程に5年以上在学し、45単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格するものとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者について

績を上げた者については、3年以上在学すれば足りるものとする。

2及び3 略

第20条の2～第22条 略

第4章 入学，転学，休学，退学，再入学等

第23条～第25条 略

(博士課程の入学資格)

第26条 総合生産科学研究科総合生産科学専攻グリーンシステム科学コースの博士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に

は、3年以上在学すれば足りるものとする。

2及び3 同左

第20条の2～第22条 同左

第4章 同左

第23条～第25条 同左

(博士課程の入学資格)

第26条 工学研究科グリーンシステム創成科学専攻の博士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 同左
- (2) 同左
- (3) 同左
- (4) 同左
- (5) 同左
- (6) 同左

相当する学位を授与された者

- (7) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (8) 文部科学大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第5号）
- (9) 学校教育法第102条第2項の規定により他の大学院に入学した者であって、各研究科において、本学大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (10) 各研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの

2及び3 略

第27条～第35条 略

（再入学）

第36条 再入学に関しては、本学学則第27条の規定を準用する。ただし、修士課程、博士前期課程及び専門職学位課程の退学者にあつては2年以内に、博士後期課程の退学者にあつては3年以内に、総合生産科学研究科総合生産科学専攻グリーンシステム科学コースの博士課程の退学者にあつては5年以内に、医歯薬学総合研究科医療科学専攻、新興感染症病態制御学系専攻、放射線医療科学専攻及び先進予防医学共同専攻の博士課程の退学者にあつては4年以内に、再入学を願い出た場合に限る。

（進学）

第37条 本学の大学院修士課程、博士前期課程及び専門職学位課程を修了し、引き続き博士課程（多文化社会学研究科多文化社会学専攻、経済学研究科経営意思決定専攻、総合生産科学研究科総合生産科学専攻、医歯薬学総合研究科生命薬科学専攻及び熱帯医学・グローバルヘルス研究科グローバルヘルス専攻並びにプラネタリーヘルス学環にあつては、博士後期課程）に進学を志願する者については、各研究科規程及び学環規程の定めるところにより、選考の上、進学を許可する。

(7) 同左

(8) 同左

(9) 同左

(10) 同左

2及び3 同左

第27条～第35条 同左

（再入学）

第36条 再入学に関しては、本学学則第27条の規定を準用する。ただし、修士課程、博士前期課程及び専門職学位課程の退学者にあつては2年以内に、博士後期課程の退学者にあつては3年以内に、工学研究科グリーンシステム創成科学専攻の博士課程の退学者にあつては5年以内に、医歯薬学総合研究科医療科学専攻、新興感染症病態制御学系専攻、放射線医療科学専攻及び先進予防医学共同専攻の博士課程の退学者にあつては4年以内に、再入学を願い出た場合に限る。

（進学）

第37条 本学の大学院修士課程、博士前期課程及び専門職学位課程を修了し、引き続き博士課程（多文化社会学研究科多文化社会学専攻、経済学研究科経営意思決定専攻、工学研究科生産システム工学専攻、水産・環境科学総合研究科環境海洋資源学専攻、医歯薬学総合研究科生命薬科学専攻及び熱帯医学・グローバルヘルス研究科グローバルヘルス専攻並びにプラネタリーヘルス学環にあつては、博士後期課程）に進学を志願する者については、各研究科規程及び学環規程の定めるところにより、選考の

第5章～第7章 略

第8章 教員の免許状授与の所要資格の取得

(教員の免許状授与の所要資格の取得)

第47条 各研究科の専攻において、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に定める所要の単位を取得した者は、教員の免許状授与の所要資格を取得することができる。

2 前項の規定により所要資格を取得できる教員の免許状の種類は、別表第2のとおりとする。

第9章及び第10章 略

附 則

1 この学則は、令和6年4月1日から施行する。

2 総合生産科学研究科の入学定員及び収容定員は、改正後の別表第1 総合生産科学研究科の項の規定にかかわらず、令和6年度から令和9年度までについては、次のとおりとする。

(1) 令和6年度

研究科・学環	専攻	修士課程及び博士前期課程		博士課程及び博士後期課程		専門職学位課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
総合生産科学研究科	総合生産科学専攻	315	315	60	60		
	小計	315	315	60	60		

(2) 令和7年度

上, 進学を許可する。

第5章～第7章 同左

第8章 同左

第47条 同左

第9章及び第10章 同左

研究科・学環	専攻	修士課程及び博士前期課程		博士課程及び博士後期課程		専門職学位課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
総合生産科学研究科	総合生産科学専攻	315	630	60	120		
	小計	315	630	60	120		

(3) 令和8年度

研究科・学環	専攻	修士課程及び博士前期課程		博士課程及び博士後期課程		専門職学位課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
総合生産科学研究科	総合生産科学専攻	315	630	60	180		
	小計	315	630	60	180		

(4) 令和9年度

研究科・学環	専攻	修士課程及び博士前期課程		博士課程及び博士後期課程		専門職学位課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
総合生産科学	総合生産科学専攻	315	630	60	185		

研究科	小計	315	630	60	185		
-----	----	-----	-----	----	-----	--	--

3 工学研究科及び水産・環境科学総合研究科は、改正後の長崎大学大学院学則の規定にかかわらず、令和6年3月31日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなるまでの間、存続するものとし、なお従前の例による。

4 前項の場合において、別表第1の規定にかかわらず、工学研究科及び水産・環境科学総合研究科の収容定員は、次のとおりとする。

研究科・学環	専攻	課程	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
工学研究科	総合工学専攻	博士前期課程	220	0	0	0
	生産システム工学専攻	博士後期課程	30	15	0	0
	グリーンシステム創成科学専攻	博士課程	20	15	10	5
水産・環境科学研究科	水産学専攻	博士前期課程	35	0	0	0
	環境科学専攻	博士前期課程	25	0	0	0
	環境海洋資源学専攻	博士後期課程	24	12	0	0

5 修士課程及び博士前期課程並びに博士課程及び博士後期課程の収容定員の合計は、改正後の別表第1の合計の項の規定にかかわらず、令和6年度及び令和7年度については、次のとおりとする。

	令和6年度		令和7年度	
	修士課程及び博士前期課程	博士課程及び博士後期課程	修士課程及び博士前期課程	博士課程及び博士後期課程
合計	859	617	894	640

別表第1

研究科・学環	専攻	修士課程及び博士前期課程		博士課程及び博士後期課程		専門職学位課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
略	略	略	略	略	略		
	略	略	略	略	略		
略	略					略	略
	略					略	略
経済学研究科	経済経営政策専攻	15	30				
	経営意思決定専攻			3	9		
	小計	15	30	3	9		
(削る。)	(削る。)	(削	(削				

別表第1

研究科・学環	専攻	修士課程及び博士前期課程		博士課程及び博士後期課程		専門職学位課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
同左	同左	同左	同左	同左	同左		
	同左	同左	同左	同左	同左		
同左	同左					同左	同左
	同左					同左	同左
同左	同左	同左	同左				
	同左			同左	同左		
	同左	同左	同左	同左	同左		
工学研究	総合工学専	220	440				

		る。)	る。)				
	(削る。)			(削る。)	(削る。)		
	(削る。)			(削る。)	(削る。)		
	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)		
(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)				
	(削る。)	(削る。)	(削る。)				
	(削る。)			(削る。)	(削る。)		
	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)		
総合生産科学研究科	総合生産科学専攻	315	630	60	190		
	小計	315	630	60	190		
略	略	略	略	略	略	略	略
合計		453	894	186	663	28	56

科	攻						
	生産システム工学専攻			15	45		
	グリーンシステム創成科学専攻			5	25		
	小計	220	440	20	70		
水産・環境科学総合研究科	水産学専攻	35	70				
	環境科学専攻	25	50				
	環境海洋資源学専攻			12	36		
	小計	60	120	12	36		
同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左
合計		418	824	158	579	28	56

			(5)	(15)		
--	--	--	-----	------	--	--

備考

- ()内の人数は、第3条第6項に規定する連携協力研究科から、プラネタリーヘルス学環に活用する入学定員及び収容定員とし、内数とする。
- 収容定員の合計は、令和8年度以降の人数を示す。

別表第2

研究科	専攻	教員の免許状の種類（免許教科・領域）	
略	略	略	略
略	略	〵 略 〵	〵 略 〵
経済学研究科	経済経営政策専攻	高等学校教諭 専修免許状	(商業)
<u>(削る。)</u>	<u>(削る。)</u>	<u>(削る。)</u>	<u>(削る。)</u>
<u>(削る。)</u>	<u>(削る。)</u>	<u>(削る。)</u>	<u>(削る。)</u>
総合生産科学研究科	総合生産科学専攻	高等学校教諭 専修免許状	(水産)

			(5)	(15)		
--	--	--	-----	------	--	--

備考

- 同左
- 博士課程及び博士後期課程の収容定員の合計は、令和8年度以降の人数を示す。

別表第2

研究科	専攻	教員の免許状の種類（免許教科・領域）	
同左	同左	同左	同左
同左	同左	〵 同左 〵	〵 同左 〵
同左	同左	同左	同左
工学研究科	総合工学専攻	高等学校教諭 専修免許状	(工業)
水産・環境科学総合研究科	水産学専攻	高等学校教諭 専修免許状	(水産)

長崎大学大学院総合生産科学研究科規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、長崎大学大学院学則（平成16年学則第2号。以下「学則」という。）及び長崎大学学位規則（平成16年規則第11号。以下「学位規則」という。）に定めるもののほか、長崎大学大学院総合生産科学研究科（以下「本研究科」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（本研究科の目的）

第2条 本研究科は、再生可能エネルギー開発、水環境技術推進、自然環境の保全と整合性のある国土強靱化・減災、水産資源の活用等、地域振興のための技術革新及びカーボンニュートラルの実現に向け、IT及びデータサイエンスを用いた先端技術を創出するとともに、更なる国際連携を強化することで、学問領域を超えた俯瞰的視野に立ち、世界的規模の課題に進取果敢に取り組み解決できる研究者及び高度専門職業人を養成することを目的とする。

（専攻、課程及び履修コース）

第3条 本研究科に置く専攻、課程及び履修コースは、次のとおりとする。

専攻	課程	履修コース
総合生産科学専攻	博士前期課程	共生システム科学コース 海洋未来科学コース 水環境科学コース
	博士後期課程	共生システム科学コース 海洋未来科学コース 水環境科学コース
	博士課程（5年一貫制）	グリーン科学システムコース

（入学の時期）

第4条 学生の入学の時期は、学期の始めとする。

（教育方法等）

第5条 本研究科の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）により行う。

2 総合生産科学研究科教授会（以下「教授会」という。）は、授業科目の履修指導及び研究指導を行うため、学生ごとに指導教員（学則第8条の2第2項に規定する教員をいう。）を定める。

（授業科目、単位数及び標準履修年次）

第6条 博士前期課程における授業科目、単位数及び標準履修年次は、別表第1のとおりとする。

2 博士後期課程における授業科目、単位数及び標準履修年次は、別表第2のとおりとする。

3 博士課程（5年一貫制）における授業科目、単位数及び標準履修年次は、別表第3のとおりとする。

4 前3項に定めるもののほか、研究科長が必要と認めたときは、教授会において審議し、臨時に授業科目を開設することがある。

（履修方法等）

第7条 博士前期課程の学生は、別表第1に規定する授業科目のうちから、別表第4に定める履修方法

により、30単位以上を修得しなければならない。

- 2 博士後期課程の学生は、別表第2に規定する授業科目のうちから、別表第4に定める履修方法により、15単位以上を修得しなければならない。
- 3 博士課程（5年一貫制）の学生は、別表第3に規定する授業科目のうちから、別表第4に定める履修方法により、45単位以上修得しなければならない。ただし、中間評価に合格しなければ、第3年次以上を標準履修年次とする授業科目を履修することができない。
- 4 学生は、履修する授業科目の選定に当たっては、指導教員の指導を受けなければならない。
- 5 学生は、学位論文の作成に当たっては、必要な研究指導を受けなければならない。
- 6 第3項及び第9条の中間評価に関し必要な事項は、別に定める。

（博士前期課程の学生の履修方法の特例）

第8条 博士前期課程の学生で、学則第18条第2項のただし書きの可能性がある場合又は留学する場合、かつ、指導教員が教育上有益と認めた場合は、研究科長の承認を得て、第1年次において、標準履修年次を第2年次とする授業科目を履修することができる。

（博士課程（5年一貫制）の学生の履修方法の特例）

第9条 博士課程（5年一貫制）の学生で、中間評価に合格した者のうち、成績等が優れており、かつ、指導教員が教育上有益と認めた場合は、研究科長の承認を得て、当該年次より上位の標準履修年次の授業科目を履修することができる。

（履修科目の登録）

第10条 学生は、履修しようとする授業科目を指定の期日までに、指導教員の承認を得て、登録しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、第8条に規定する場合においては、前項の指定の期日を超えて履修の登録をすることができる。

（考査及び単位の授与）

第11条 授業科目を履修した学生に対しては、考査を行い、合格した者に対しては、単位を与える。

- 2 考査は、試験、研究報告その他の方法により行うものとする。
- 3 授業科目の成績評価の基準及び評語については、次のとおりとする。

判定	成績評価	評語	成績評価基準
合格	100～90点	AA	学修の特に高い効果が認められ、傑出した成績である。
	89～80点	A	学修の高い効果が認められ、優れた成績である。
	79～70点	B	学修の効果が十分に認められる。
	69～60点	C	到達目標を満たす最低限の学修の効果が認められる。
不合格	59点以下	D	到達目標を満たしておらず、合格基準に達していない。

（追試験及び再試験）

第12条 学生が、病気、忌引その他やむを得ない理由により試験を受けることができなかった場合には、願い出により追試験を行うことがある。

- 2 不合格の授業科目については、再試験を行うことがある。

(他の研究科又は学環及び他の大学院における履修等)

第13条 学則第15条から第15条の3までの規定により、学生が他の研究科又は学環及び他の大学院において履修した授業科目及び修得した単位並びに他の大学院において編成する特別の課程における学修は、博士前期課程及び博士後期課程にあつては両課程を合わせて15単位(うち博士後期課程は6単位以内)を限度とし、博士課程(5年一貫制)にあつては12単位を限度として、本研究科において履修した授業科目及び修得した単位とみなすことができる。

(入学前の既修得単位の認定)

第14条 学則第15条の4の規定により、学生が入学前に履修した授業科目及び修得した単位は、博士前期課程及び博士後期課程にあつては両課程を合わせて15単位(うち博士後期課程は6単位以内)を限度とし、博士課程(5年一貫制)にあつては12単位を限度として、入学後に本研究科において履修した授業科目及び修得した単位とみなすことができる。この場合において、当該単位数は、前条により本研究科において修得したものとみなす単位数と合わせて20単位を超えないものとする。ただし、長崎大学情報データ科学部規程(令和2年情報データ科学部規程第1号)第16条の2及び長崎大学工学部規程(平成16年工学部規程第1号)第15条の2の規定により履修した授業科目及び修得した単位にあつては、4単位を限度とする。

(入学前の既修得単位等を勘案した在学期間の短縮)

第15条 学則第15条の4の規定により入学前に修得した単位を本研究科において修得したものとみなす場合であつて、当該単位の修得により本研究科の博士前期課程又は博士課程(5年一貫制)の教育課程の一部を履修したものと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で本研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、博士前期課程については、当該課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

2 前項に規定する在学期間の短縮は、修士課程(博士前期課程を含む。以下この項において同じ。)を修了した者が博士課程(5年一貫制)に入学し、修士課程における在学期間を博士課程(5年一貫制)での在学期間を含める場合については適用しない。

(他の大学院等における研究指導)

第16条 学則第17条の規定により、学生が他の大学院又は研究所等(外国の大学院等を含む。)において、必要な研究指導を受けることを認めることがある。ただし、博士前期課程の学生については、当該研究指導を受ける期間は1年を超えないものとする。

(転入学、再入学等)

第17条 学則第31条第1項及び第36条の規定により、転入学、転科又は再入学を願い出た者の選考は、教授会において審議し、学長が行う。

2 前項の選考方法については、別に定める。

(進学)

第18条 学則第37条の規定により、博士後期課程に進学を志願する者の選考は、教授会において審議し、学長が行う。

2 前項の選考方法については、別に定める。

(社会人及び外国人留学生のための特別入試)

第19条 社会人で入学を志願する者又は外国人留学生として入学を志願する者があるときは、博士前期課程にあつては学則第24条に規定する入学資格を、博士後期課程にあつては学則第25条に規定

する入学資格を、博士課程（5年一貫制）にあつては学則第26条に規定する入学資格を有すると認められる者に限り、特別の入学考査（以下「特別入試」という。）を行い、選考することができる。

2 前項の特別入試について必要な事項は、別に定める。

（教育方法の特例）

第20条 社会人特別入試により入学した学生その他教育上特別の必要があると認められる学生については、夜間その他特定の時間又は時期において、授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うものとする。

（長期履修）

第21条 学則第16条の規定により、学生が修業年限を超えて一定期間にわたり計画的に履修すること（以下「長期履修」という。）を希望する場合は、これを認めることがある。

2 長期履修に関し必要な事項は、別に定める。

（学位論文の提出）

第22条 学生は、学位論文の審査を受けようとするときは、指導教員の承認を得て、学位規則による所定の書類を教授会の指定した期日までに提出しなければならない。

（最終試験）

第23条 博士前期課程の最終試験は、第7条第1項に規定する単位を修得し、かつ、修士論文を提出した者について行う。

2 博士後期課程の最終試験は、第7条第2項に規定する単位を修得し、かつ、博士論文を提出した者について行う。

3 博士課程（5年一貫制）の最終試験は、第7条第3項に規定する単位を修得し、かつ、博士論文を提出した者について行う。

（課程修了の要件）

第24条 博士前期課程の修了の要件は、当該課程に2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

2 博士後期課程の修了の要件は、当該課程に3年以上在学し、15単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

3 第1項ただし書の規定による在学期間をもって博士前期課程を修了した者については、前項ただし書中「1年」とあるのは「博士後期課程の標準修業年限3年から博士前期課程における在学期間を減じた期間」と読み替えて、同項ただし書の規定を適用する。

4 博士課程（5年一貫制）の修了の要件は、当該課程に5年以上在学し、45単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、3年以上在学すれば足りるものとする。

（学位の授与）

第25条 博士前期課程を修了した者には修士の学位を、博士後期課程又は博士課程（5年一貫制）を修了した者には博士の学位を学位規則の定めるところにより授与する。

2 前項に定めるもののほか、修士の学位授与は、博士課程（5年一貫制）に入学し、中間評価に合格し、かつ、退学する者のうち、学則第18条第2項に規定する修士課程の修了要件を満たしたものに

対しても行うことができる。

3 第1項の学位に付記する専攻分野の名称は、博士前期課程及び博士後期課程にあつては学術、情報データ科学、工学、水産学又は環境科学のいずれかとし、博士課程（5年一貫制）にあつては情報データ科学、工学、水産学又は環境科学のいずれかとする。

4 第2項の学位に付記する専攻分野の名称は、情報データ科学、工学、水産学又は環境科学のいずれかとする。

（科目等履修生）

第26条 本研究科の学生以外の者で、本研究科が開設する授業科目のうち1又は複数の授業科目について履修を希望するものがあるときは、教授会において審議し、学長が科目等履修生として入学を許可することができる。

（研究生）

第27条 本研究科において特殊の事項について研究を希望する者があるときは、教授会において審議し、学長が研究生として入学を許可することができる。

（特別聴講学生及び特別研究学生）

第28条 学則第44条及び第45条に定める特別聴講学生及び特別研究学生の入学の時期は、学期の始めとする。ただし、特別研究学生については、他の大学院との協議によりこれと異なる時期に合意した場合は、この限りでない。

（外国人留学生）

第29条 学則第46条及び長崎大学外国人留学生規則（平成16年規則第20号）に定めるもののほか、外国人留学生に関し必要な事項は、別に定めることができる。

（教員免許状）

第30条 博士前期課程において取得することができる教員の免許状の種類は、別表第5のとおりとする。

（補則）

第31条 この規程の実施に関して必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第6条、第7条関係）

博士前期課程の授業科目、単位数及び標準履修年次

1 共生システム科学コース

科目区分	分野	授業科目	単位		標準履修年次
			必修	選択	
共修科目群（共通科目）		研究倫理		1	1
		知的財産特論		1	1
		知財戦略特論		1	1
		アイデア創出・デザイン思考演習		1	1・2
		技術マーケティング・顧客開発論		1	1・2
		サービスクリエーションA		1	1・2
		サービスクリエーションB		1	1・2

共修科目群(分野提供共修科目)		半導体マニファクチャリング総論	1	1
		医工連携A：先端医用理工学	1	1
		医工連携B：先端医用材料・創薬	1	1
		マイクロデバイス総論	1	1・2
		東シナ海の自然誌Ⅱ	2	1・2
		機器分析応用	1	1
		レジリエントな社会インフラをつくる	1	1
		レジリエントな地域をつくる	1	1
		スマートシティを構成する構造工学技術	1	1
		機械応用	1	1
		電気電子応用	2	1
		水環境工学A	1	1
		水環境工学B	1	1
		陸水圏環境科学概論	1	1
		海洋環境科学概論	1	1
		グリーンシステム俯瞰総論	1	1
インターンシップ・PBL演習		サイバネティクス演習	2	1
		特別乗船実習	2	1
		国際水産科学演習Ⅰ	1	1・2
		国際水産科学演習Ⅱ	1	1・2
		地域水産科学演習Ⅰ	1	1・2
		地域水産科学演習Ⅱ	1	1・2
		インターンシップ	1	1・2
		国際フィールド先進演習Ⅰ	1	1・2
		国際フィールド先進演習Ⅱ	1	1・2
		国際フィールド先進演習Ⅲ	1	1・2
		国際フィールド先進演習Ⅳ	1	1・2
		地域フィールド先進演習Ⅰ	1	1・2
		地域フィールド先進演習Ⅱ	1	1・2
		地域フィールド先進演習Ⅲ	1	1・2
		地域フィールド先進演習Ⅳ	1	1・2
	地域連携PBL演習	1	1・2	
分野専門科目	水産生物資源分野	環境人間社会学特講	1	1・2
		環境法学政策学特講	1	1・2
		環境経済政策学特講	1	1・2
		環境計画学特講	1	1・2
		地球環境学特講	1	1・2
		環境技術学特講	1	1・2

		生物多様性学特講		1	1・2
		生体影響学特講		1	1・2
		東シナ海の自然誌 I		2	1・2
		海洋開発産業概論		2	1・2
化学・物質科学分野		界面・コロイド化学特論		2	1・2
		現代有機化学特論		2	1・2
		現代錯体化学特論		2	1・2
		現代電気化学特論		2	1・2
		固体物理学特論		2	1・2
		金属組織学特論		2	1・2
		現代生物化学特論		2	1・2
		現代無機材料化学特論		2	1・2
環境レジリエンス分野		住環境・地域計画特論		2	1
		複合構造工学特論		2	1
		構造設計学特論		2	1
		地盤工学特論		2	1
		水環境システム工学特論		2	1
		空間情報処理特論		2	1
		海外プロジェクトマネジメント		2	1
		社会基盤構造解析学特論		2	1
		環境人間社会学特講		1	1・2
		環境法学政策学特講		1	1・2
		環境経済政策学特講		1	1・2
		環境計画学特講		1	1・2
		地球環境学特講		1	1・2
		環境技術学特講		1	1・2
		生物多様性学特講		1	1・2
		生体影響学特講		1	1・2
		東シナ海の自然誌 I		2	1・2
		海洋開発産業概論		2	1・2
スマートシテイング分野		耐震工学特論		2	1
		複合構造工学特論		2	1
		構造設計学特論		2	1
		基礎弾性学特論		1	1
		システム工学特論		1	1
		流体工学特論		1	1
		熱力学特論		1	1
		航空機構造力学特論		2	1

		住環境・地域計画特論	2	1
		地盤工学特論	2	1
		社会基盤構造解析学特論	2	1
		海外プロジェクトマネジメント	2	1
	電気・機械システム分野	生産工学特論	1	1
		基礎弾性学特論	1	1
		システム工学特論	1	1
		流体力学特論	1	1
		熱力学特論	1	1
		電気回路特論	2	1
		電気磁気学特論	2	1
		電気電子数学特論	2	1
	情報データ科学分野	情報数学特論	2	1・2
		パターン処理工学特論	2	1・2
		デザイン思考特論	2	1・2
		マルチメディア情報処理特論	2	1・2
		Web情報アーキテクチャ特論	2	1・2
		デザイン情報学特論	2	1・2
		機械学習特論	2	1・2
		医療情報統計学特論	2	1・2
		生物生産情報解析特論	2	1・2
		ゲノム情報解析特論	2	1・2
		ビッグデータ解析特論	2	1・2
		統計的因果推論特論	2	1・2
スマートモビリティ特論		2	1・2	
マーケティングサイエンス特論	2	1・2		
高度専門科目	水産生物資源分野	漁場システム論	2	1
		航海情報学	2	1
		漁船情報学	2	1
		漁業管理学特論	2	1
		漁具学特論	2	1
		水産経済学特論	2	1
		水産物市場特論	2	1
		海洋流体力学	2	1・2
		魚類学特論	2	1
		海洋基礎生産論	2	1
		資源生物学	2	1
		底生生態学	2	1

		資源生物環境学	2	1
		原生動物生態学	2	1
		漁業科学特論 I	2	1
		漁業科学特論 II	2	1
		海洋生物地球化学	2	1
		生体高分子機能学	2	1
		細胞機能学	2	1
		生物化学特論 I	2	1・2
		生物化学特論 II	2	1・2
		海洋植物機能論	2	1
		水族病理学 I	2	1
		水族病理学 II	2	1
		生物環境学特論	2	1
		海洋生物汚損対策論	2	1
		食品衛生学特論 I	2	1
		食品衛生学特論 II	2	1
		微生物学特論 I	2	1
		微生物学特論 II	2	1
		栄養学特論 I	2	1
		栄養学特論 II	2	1
		水産食品学特論	2	1
	化学・物質科学分野	固体表面化学特論	2	1・2
		高分子機能物性化学特論	2	1・2
		無機反応化学特論	2	1・2
		ナノ分析化学特論	2	1・2
		光化学特論	2	1・2
		セラミック材料特論	2	1・2
		有機合成戦略特論	2	1・2
		細胞機能分子メカニズム特論	2	1・2
		生体高分子機能学	2	1
		生物化学特論 I	2	1・2
		生物化学特論 II	2	1・2
	環境レジリエンス分野	コンクリート工学特論	2	1
		構造振動工学特論	2	1
		都市・地域計画学特論	2	1
		インフラ維持管理・更新・マネジメント技術	2	1
		Maintenance and Management of Civil Infrastructures	3	1

	リモートセンシング特論		2	1
	地圏環境工学特論		2	1
	信頼性設計法特論		2	1
	維持管理工学特論		2	1
	循環型社会工学特論		2	1
	環境水理学特論		2	1
	グリーン環境先端技術特論		2	1・2
	環境人間学特講Ⅰ		1	1・2
	環境人間学特講Ⅱ		1	1・2
	環境人間学特講Ⅲ		1	1・2
	環境人間学特講Ⅳ		1	1・2
	環境社会学特講Ⅰ		1	1・2
	環境社会学特講Ⅱ		1	1・2
	地域環境政策学特講Ⅰ		1	1・2
	地域環境政策学特講Ⅱ		1	1・2
	環境地域社会学特講Ⅰ		1	1・2
	環境地域社会学特講Ⅱ		1	1・2
	環境政策学特講Ⅰ		1	1・2
	環境政策学特講Ⅱ		1	1・2
	環境政策学特講Ⅲ		1	1・2
	環境政策学特講Ⅳ		1	1・2
	環境計画学特講Ⅰ		1	1・2
	環境計画学特講Ⅱ		1	1・2
	環境計画学特講Ⅲ		1	1・2
	環境計画学特講Ⅳ		1	1・2
	環境法学特講Ⅰ		1	1・2
	環境法学特講Ⅱ		1	1・2
	環境経済学特講Ⅰ		1	1・2
	地球環境学特講Ⅰ		1	1・2
	地球環境学特講Ⅱ		1	1・2
	地球環境学特講Ⅲ		1	1・2
	地球環境学特講Ⅳ		1	1・2
	生物多様性学特講Ⅰ		1	1・2
	生物多様性学特講Ⅱ		1	1・2
	生物多様性学特講Ⅲ		1	1・2
	生物多様性学特講Ⅳ		1	1・2
	生体影響学特講Ⅰ		1	1・2
	生体影響学特講Ⅱ		1	1・2

		生体影響学特講Ⅲ		1	1・2
		生体影響学特講Ⅳ		1	1・2
		生体影響学特講Ⅴ		1	1・2
		生体影響学特講Ⅵ		1	1・2
		環境技術学特講Ⅰ		1	1・2
		環境技術学特講Ⅱ		1	1・2
		環境技術学特講Ⅲ		1	1・2
		環境技術学特講Ⅳ		1	1・2
		環境技術学特講Ⅴ		1	1・2
スマー トシテ イデザ イン分 野		応用弾性学特論		1	1・2
		材料科学特論		1	1・2
		材料強度学特論		1	1・2
		制御工学特論		1	1・2
		コンクリート工学特論		2	1
		居住環境評価学特論		2	1
		構造振動工学特論		2	1
		RC構造設計演習		2	1
		都市・地域計画学特論		2	1
		地圏環境工学特論		2	1
		信頼性設計法特論		2	1
		インフラ維持管理・更新・マネジメント技術		2	1
		鋼構造設計演習		2	1
		建築インターンシップ		6	1・2
電気・機 械シス テム分 野		バイオロボティクス特論		1	1・2
		応用弾性学特論		1	1・2
		材料科学特論		1	1・2
		材料強度学特論		1	1・2
		トライボロジー特論		1	1・2
		制御工学特論		1	1・2
		機械要素設計特論		1	1・2
		メカトロニクス特論		1	1・2
		機械計測特論		1	1・2
		知能機械制御特論		1	1・2
		流体機械特論		1	1・2
		伝熱学・冷凍空調工学特論		1	1・2
		原子力工学特論		1	1・2
		流体熱物性工学		1	1・2
	放電・高電圧工学特論		2	1	

		電力・エネルギー工学特論		2	1
		パワーエレクトロニクス特論		2	1
		電気システム制御特論		2	1
		電力制御応用特論		2	1
		情報処理回路特論		2	1
		アナログ電子回路特論		2	1
		半導体・光デバイス特論		2	1
		電子物性特論		2	1
		プラズマエレクトロニクス特論		2	1
		電磁波応用特論		2	1
		アンテナ工学特論		2	1
		電磁理論特論		2	1
		伝送線路工学特論		2	1
		電磁材料特論		2	1
		電気機器特論		2	1
		光エレクトロニクス工学		2	1
	情報データ科学分野	情報セキュリティ特論		2	1・2
		空間情報解析特論		2	1・2
		並行システム特論		2	1・2
		情報処理工学特論		2	1・2
		画像情報処理特論		2	1・2
		並列コンピューティング特論		2	1・2
		高臨場感メディア特論		2	1・2
		応用データ解析特論		2	1・2
総合演習		総合演習	2		1
特別研究Ⅰ		特別研究Ⅰ	6		1
特別研究Ⅱ		特別研究Ⅱ	6		2

2 海洋未来科学コース

科目区分	授業科目	単位		標準履修年次
		必修	選択	
共修科目群（共通科目）	研究倫理		1	1
	知的財産特論		1	1
	知財戦略特論		1	1
	アイデア創出・デザイン思考演習		1	1・2
	技術マーケティング・顧客開発論		1	1・2
	サービスクリエーションA		1	1・2
	サービスクリエーションB		1	1・2
共修科目群（分野提	半導体マニユファクチャリング総論		1	1

供共修科目)	医工連携A：先端医用理工学		1	1
	医工連携B：先端医用材料・創薬		1	1
	マイクロデバイス総論		1	1・2
	東シナ海の自然誌Ⅱ		2	1・2
	機器分析応用		1	1
	レジリエントな社会インフラをつくる		1	1
	レジリエントな地域をつくる		1	1
	スマートシティを構成する構造工学技術		1	1
	機械応用		1	1
	電気電子応用		2	1
	水環境工学A		1	1
	水環境工学B		1	1
	陸水圏環境科学概論		1	1
	海洋環境科学概論		1	1
	グリーンシステム俯瞰総論		1	1
インターンシップ・ PBL演習	サイバネティクス演習		2	1
	特別乗船実習		2	1
	国際水産科学演習Ⅰ		1	1・2
	国際水産科学演習Ⅱ		1	1・2
	地域水産科学演習Ⅰ		1	1・2
	地域水産科学演習Ⅱ		1	1・2
	インターンシップ		1	1・2
	国際フィールド先進演習Ⅰ		1	1・2
	国際フィールド先進演習Ⅱ		1	1・2
	国際フィールド先進演習Ⅲ		1	1・2
	国際フィールド先進演習Ⅳ		1	1・2
	地域フィールド先進演習Ⅰ		1	1・2
	地域フィールド先進演習Ⅱ		1	1・2
	地域フィールド先進演習Ⅲ		1	1・2
	地域フィールド先進演習Ⅳ		1	1・2
地域連携PBL演習		1	1・2	
分野専門科目	海洋開発産業概論		2	1・2
	東シナ海の自然誌Ⅰ		2	1・2
	海洋応用技術特講		1	1・2
	海洋産業特別実習		1	1・2
	海洋フィールド実習		1	1・2
高度専門科目	海洋生物計測論		2	1・2
	水産統計学特論		2	1

	海洋動物機能論		2	1・2
	海洋環境生理学		2	1
	生殖生理学		2	1
	分子栄養学		2	1
	海洋オムニバス（海を知る）A 1		1	1・2
	海洋オムニバス（海を知る）A 2		1	1・2
	海洋オムニバス（海を利用する）B 1		1	1・2
	海洋オムニバス（海を利用する）B 2		1	1・2
	海洋オムニバス（海を守る）C 1		1	1・2
	海洋オムニバス（海を守る）C 2		1	1・2
総合演習	総合演習	2		1
特別研究Ⅰ	特別研究Ⅰ	6		1
特別研究Ⅱ	特別研究Ⅱ	6		2

3 水環境科学コース

科目区分	授業科目	単位		標準履修年次
		必修	選択	
共修科目群（共通科目）	研究倫理		1	1
	知的財産特論		1	1
	知財戦略特論		1	1
	アイデア創出・デザイン思考演習		1	1・2
	技術マーケティング・顧客開発論		1	1・2
	サービスクリエーションA		1	1・2
	サービスクリエーションB		1	1・2
共修科目群（分野提供共修科目）	半導体マニュファクチャリング総論		1	1
	医工連携A：先端医用理工学		1	1
	医工連携B：先端医用材料・創薬		1	1
	マイクロデバイス総論		1	1・2
	東シナ海の自然誌Ⅱ		2	1・2
	機器分析応用		1	1
	レジリエントな社会インフラをつくる		1	1
	レジリエントな地域をつくる		1	1
	スマートシティを構成する構造工学技術		1	1
	機械応用		1	1
	電気電子応用		2	1
	水環境工学A	1		1
	水環境工学B	1		1
	陸水圏環境科学概論	1		1
	海洋環境科学概論	1		1

	グリーンシステム俯瞰総論		1	1
インターンシップ・PBL演習	サイバネティクス演習		2	1
	特別乗船実習		2	1
	国際水産科学演習Ⅰ		1	1・2
	国際水産科学演習Ⅱ		1	1・2
	地域水産科学演習Ⅰ		1	1・2
	地域水産科学演習Ⅱ		1	1・2
	インターンシップ		1	1・2
	国際フィールド先進演習Ⅰ		1	1・2
	国際フィールド先進演習Ⅱ		1	1・2
	国際フィールド先進演習Ⅲ		1	1・2
	国際フィールド先進演習Ⅳ		1	1・2
	地域フィールド先進演習Ⅰ		1	1・2
	地域フィールド先進演習Ⅱ		1	1・2
	地域フィールド先進演習Ⅲ		1	1・2
	地域フィールド先進演習Ⅳ		1	1・2
	地域連携PBL演習		1	1・2
分野専門科目	モンスーン域大気科学		2	1・2
	大陸棚地球科学		2	1・2
	付着生物生態学		2	1・2
	環境流体学		2	1・2
	生物地球化学		2	1・2
	環境社会科学		2	1
高度専門科目	水処理プロセス制御学特論		2	1
	水環境生物処理工学特論演習		3	1
	膜分離工学		3	1
	水圏モデル解析演習		1	1
	水環境解析特論		2	1
	水環境物質変換学特論		2	1
	環境観測・分析演習		1	1
総合演習	総合演習	2		1
特別研究Ⅰ	特別研究Ⅰ	6		1
特別研究Ⅱ	特別研究Ⅱ	6		2

別表第2（第6条，第7条関係）

博士後期課程の授業科目，単位数及び標準履修年次

1 共生システム科学コース

科目区分	分野	授業科目	単位		標準履修年次
			必修	選択	

アントレ プレナー シップ		イノベーション論		1	1・2・3
		グローバルアントレプレナーシップ論		1	1・2・3
		組織マネジメント実践		1	1・2・3
		セルフマネジメント実践		1	1・2・3
国際実践 科目		研究英語コミュニケーション講座		1	1
		スーパーコンピューテーション特論		1	1・2・3
最先端専 門科目	環境海洋 資源学分 野	漁船漁法工学		2	1・2・3
		漁船船型学特論		2	1・2・3
		漁業生産システム設計学		2	1・2・3
		海洋生物環境学		2	1・2・3
		海洋生物汚損対策特論		2	1・2・3
		海洋微生物生態学		2	1・2・3
		沿岸底生生態学		2	1・2・3
		海洋浮游生物学		2	1・2・3
		水族病理学		2	1・2・3
		海洋生物生体防御論		2	1・2・3
		分子細胞生物学		2	1・2・3
		生体高分子化学		2	1・2・3
		細胞機能生化学		2	1・2・3
		水産無脊椎動物学特論		2	1・2・3
		海洋植物資源学 I		2	1・2・3
		水族情報学		2	1・2・3
		水産経営管理学		2	1・2・3
		水産資源社会学		2	1・2・3
		生物栄養化学特論		2	1・2・3
		魚類生態学特論		2	1・2・3
		海洋生物栄養学		2	1・2・3
		水産食品化学		2	1・2・3
		水産衛生化学		2	1・2・3
		水族毒性学		2	1・2・3
		水圏生物環境学特論		2	1・2・3
		高分子機能生化学特論		2	1・2・3
		サンゴ礁生態系保全学		2	1・2・3
		亜熱帯海洋動物分布生態学		2	1・2・3
		生元素循環学		2	1・2・3
		海洋資源生物学		2	1・2・3
水産資源動態学		2	1・2・3		
水産統計学		2	1・2・3		

	生物機能生化学	2	1・2・3
	共生微生物学	2	1・2・3
	環境地下水学特論	2	1・2・3
	エネルギー資源学特論	2	1・2・3
	堆積岩地球環境解析学特論	2	1・2・3
	地震・火山学特論	2	1・2・3
	環境生物化学特論	2	1・2・3
	環境化学特論	2	1・2・3
	微量環境分析化学特論	2	1・2・3
	生殖生理学特論	2	1・2・3
	陸域生物環境学特論	2	1・2・3
	保全生態学特論	2	1・2・3
	環境毒性学特論	2	1・2・3
	動物生態学特論	2	1・2・3
	環境哲学特論	2	1・2・3
	人間生活環境学特論	2	1・2・3
	環境政策学特論	2	1・2・3
	環境マネジメント学特論	2	1・2・3
	地域環境政策学特論	2	1・2・3
	環境リスク政策学特論	2	1・2・3
	環境観光学特論	2	1・2・3
	環境計画学特論	2	1・2・3
	森林環境学特論	2	1・2・3
	地域計画学特論	2	1・2・3
	地域社会学特論	2	1・2・3
	環境法学特論	2	1・2・3
	海洋システム解析学	2	1・2・3
	海洋環境流体力学	2	1・2・3
	海洋測位学	2	1・2・3
	海洋生物学特論	2	1・2・3
	地域環境計測学特論	2	1・2・3
	大気環境学特論	2	1・2・3
	環境生理学特論	2	1・2・3
	共生持続社会学特論	2	1・2・3
	国際環境政策学特論	2	1・2・3
	グリーンケミストリー特論	2	1・2・3
化学・物質科学分	機能材料化学特論	2	1・2・3
	界面物性学特論	2	1・2・3

野	高次構造材料科学特論		2	1・2・3
	無機複合物性学		2	1・2・3
	材料組織物性学特論		2	1・2・3
	結晶物理学特論		2	1・2・3
	精密無機材料設計学		2	1・2・3
	精密合成化学特論		2	1・2・3
	物質変換触媒化学		2	1・2・3
	応用錯体化学特論		2	1・2・3
	無機変換化学特論		2	1・2・3
	先端分光計測特論		2	1・2・3
	分子組織科学特論		2	1・2・3
	界面機能科学特論		2	1・2・3
	先端高分子科学特論		2	1・2・3
	生体高分子化学特論		2	1・2・3
	細胞機能生化学特論		2	1・2・3
	生体関連物質化学特論		2	1・2・3
	高分子機能生化学特論		2	1・2・3
	グリーンケミストリー特論		2	1・2・3
	生体高分子化学		2	1・2・3
	海洋生物工学特論		2	1・2・3
工学・情報データ科学分野	ロボティクス特論		2	1・2・3
	人間機械システム工学特論		2	1・2・3
	破壊解析学		2	1・2・3
	トライボ損傷評価学		2	1・2・3
	超精密加工・計測学特論		2	1・2・3
	熱流体光計測学		2	1・2・3
	熱物質移動特論		2	1・2・3
	熱物質変換基礎学		2	1・2・3
	多成分系熱力学特論		2	1・2・3
	応用材料強度学 I		2	1・2・3
	光エレクトロニクス特論		2	1・2・3
	電磁界解析特論		2	1・2・3
	応用アンテナ工学特論		2	1・2・3
	応用電磁波工学特論		2	1・2・3
	非線形電子回路・システム特論		2	1・2・3
	プラズマ機能科学特論		2	1・2・3
	マグネティクス特論		2	1・2・3
	マグネティクス応用特論		2	1・2・3

	電気駆動システム設計特論	2	1・2・3
	電力変換システム制御特論	2	1・2・3
	電磁エネルギー放射・伝送特論	2	1・2・3
	電気エネルギーシステム特論	2	1・2・3
	電気-機械エネルギー変換特論	2	1・2・3
	アナログ集積回路特論	2	1・2・3
	数理最適化応用特論	2	1・2・3
	マルチメディア応用特論	2	1・2・3
	コンピュータアーキテクチャ応用特論	2	1・2・3
	画像応用システム特論	2	1・2・3
	情報数学応用特論	2	1・2・3
	デザイン情報学応用特論	2	1・2・3
	Web情報アーキテクチャ応用特論	2	1・2・3
	情報セキュリティ応用特論	2	1・2・3
	ジオインフォマティクス特論	2	1・2・3
	推論システム特論	2	1・2・3
	複合現実情報処理特論	2	1・2・3
	バーチャルリアリティ応用特論	2	1・2・3
	センシングデータ分析応用特論	2	1・2・3
	マーケティングサイエンス応用特論	2	1・2・3
	視覚情報処理特論	2	1・2・3
	医療情報統計学応用特論	2	1・2・3
	生物生産情報解析応用特論	2	1・2・3
	機械学習応用特論	2	1・2・3
	ノンパラメトリックデータ解析特論	2	1・2・3
	スマートシティ創成特論	2	1・2・3
	統計的因果推論応用特論	2	1・2・3
	ゲノム情報解析応用特論	2	1・2・3
	維持管理システム学特論	2	1・2・3
	複合構造学特論	2	1・2・3
	持続的居住計画論	2	1・2・3
	建築環境計画論	2	1・2・3
	コンクリート材料学特論	2	1・2・3
	空力弾性学特論	2	1・2・3
	社会基盤計画特論	2	1・2・3
	地圏環境工学	2	1・2・3
	地盤解析工学特論	2	1・2・3
	地盤防災工学特論	2	1・2・3

		鋼構造維持管理学		2	1・2・3
		土木遠隔計測学		2	1・2・3
		構造振動解析特論		2	1・2・3
		水環境制御特論		2	1・2・3
		環境設計学特論		2	1・2・3
		景観デザイン特論		2	1・2・3
学 外 研 究・実習	環境海洋 資源学分 野	海洋環境資源学学外実習（乗船実習）	1		1・2・3
	化学・物 質科学分 野	特別学外研究（インターンシップ）	1		1・2
	工学・情 報データ 科学分野				
特別講義		総合生産科学特別講義	2		1・2・3
特別演習		総合生産科学特別演習	2		1・2・3

2 海洋未来科学コース

科目区分	授業科目	単位		標準履修年次
		必修	選択	
アントレプレナーシ ップ	イノベーション論		1	1・2・3
	グローバルアントレプレナーシップ論		1	1・2・3
	組織マネジメント実践		1	1・2・3
	セルフマネジメント実践		1	1・2・3
国際実践科目	研究英語コミュニケーション講座		1	1
	スーパーコンピューテーション特論		1	1・2・3
最先端専門科目	ロボティクス特論		2	1・2・3
	熱流体光計測学		2	1・2・3
	熱物質移動特論		2	1・2・3
	地盤解析工学特論		2	1・2・3
	応用アンテナ工学特論		2	1・2・3
	電気駆動システム設計特論		2	1・2・3
	電力変換システム制御特論		2	1・2・3
	精密合成化学特論		2	1・2・3
	先端分光計測特論		2	1・2・3
	先端高分子科学特論		2	1・2・3
	海洋生物流体力学特論		2	1・2・3
	水族内分泌学		2	1・2・3

	海洋植物資源学Ⅱ		2	1・2・3
	海洋生体関連物質化学特論		2	1・2・3
学外研究・実習	海洋環境資源学学外実習（乗船実習）	1		1・2・3
	特別学外研究（インターンシップ）	1		1・2
特別講義	総合生産科学特別講義	2		1・2・3
特別演習	総合生産科学特別演習	2		1・2・3

3 水環境科学コース

科目区分	授業科目	単位		標準履修年次
		必修	選択	
アントレプレナーシップ	イノベーション論		1	1・2・3
	グローバルアントレプレナーシップ論		1	1・2・3
	組織マネジメント実践		1	1・2・3
	セルフマネジメント実践		1	1・2・3
国際実践科目	国際機関共同研究		1	1
最先端専門科目	高度膜分離技術特論		2	1
	環境プロセス工学特論		2	1
	国際水処理工学特論		2	1
	水再生技術特論		2	1
	水処理整備計画特論		2	1
	界面物性学特論		2	1・2・3
	環境流体力学		2	1・2
学外研究・実習	特別学外研究（インターンシップ）	1		1・2
特別講義	総合生産科学特別講義	2		1・2・3
特別演習	総合生産科学特別演習	2		1・2・3

別表第3（第6条，第7条関係）

博士課程（5年一貫制）の授業科目，単位数及び標準履修年次
グリーンシステム科学コース

科目区分	授業科目	単位		標準履修年次
		必修	選択	
共修科目群（共通科目）	研究倫理	1		1
	知的財産特論		1	1
	知財戦略特論		1	1
	アイデア創出・デザイン思考演習		1	1・2
	技術マーケティング・顧客開発論		1	1・2
	サービスクリエーションA		1	1・2
	サービスクリエーションB		1	1・2
共修科目群（分野提供共修科目）	半導体マニュファクチャリング総論		1	1
	医工連携A：先端医用理工学		1	1

	医工連携B：先端医用材料・創薬		1	1
	マイクロデバイス総論		1	1・2
	東シナ海の自然誌Ⅱ		2	1・2
	機器分析応用		1	1
	レジリエントな社会インフラをつくる		1	1
	レジリエントな地域をつくる		1	1
	スマートシティを構成する構造工学技術		1	1
	機械応用		1	1
	電気電子応用		2	1
	水環境工学A		1	1
	水環境工学B		1	1
	陸水圏環境科学概論		1	1
	海洋環境科学概論		1	1
	グリーンシステム俯瞰総論		1	1
インターンシップ・ PBL演習	サイバネティクス演習		2	1
	特別乗船実習		2	1
	国際水産科学演習Ⅰ		1	1・2
	国際水産科学演習Ⅱ		1	1・2
	地域水産科学演習Ⅰ		1	1・2
	地域水産科学演習Ⅱ		1	1・2
	インターンシップ		1	1・2
	国際フィールド先進演習Ⅰ		1	1・2
	国際フィールド先進演習Ⅱ		1	1・2
	国際フィールド先進演習Ⅲ		1	1・2
	国際フィールド先進演習Ⅳ		1	1・2
	地域フィールド先進演習Ⅰ		1	1・2
	地域フィールド先進演習Ⅱ		1	1・2
	地域フィールド先進演習Ⅲ		1	1・2
	地域フィールド先進演習Ⅳ		1	1・2
	地域連携PBL演習		1	1・2
国際実践科目Ⅰ	Cultural Communication for English as a 2nd Language	1		1
高度基礎科目	機能性分子化学特論		2	1・2
	エネルギー変換特論		2	1・2
	先端デバイス特論		2	1・2
	ナノテクノロジー特論		2	1・2
	マクロテクノロジー特論		2	1・2
	エネルギーシステム制御特論		2	1・2

先端技術科目Ⅰ	グリーン化学先端技術特論		2	1・2
	グリーン環境先端技術特論		2	1・2
	グリーンエネルギー先端技術特論		2	1・2
	グリーン電磁システム先端技術特論		2	1・2
	グリーン力学先端技術特論		2	1・2
	グリーン社会基盤先端技術特論		2	1・2
研究者養成科目Ⅰ	リサーチプロポーザル	1		1・2
総合演習	グリーンシステム科学総合演習	2		1
特別研究Ⅰ	特別研究Ⅰ	6		1
特別研究Ⅱ	特別研究Ⅱ	6		2
アントレプレナーシ ップ	イノベーション論		1	3・4・5
	グローバルアントレプレナーシップ論		1	3・4・5
	組織マネジメント実践		1	3・4・5
	セルフマネジメント実践		1	3・4・5
国際実践科目Ⅱ	国際科学英語コミュニケーション		1	3・4・5
	国際科学英語論文ライティング		1	3・4・5
	国際英語プレゼンテーション		1	3・4・5
先端技術科目Ⅱ	分野特化先端技術特論	2		3・4・5
	分野特化先端技術演習	2		3・4・5
研究者養成科目Ⅱ	研究者養成特別演習	2		3・4・5
学外研究・実習	学外研究		1	3・4・5
	学外特別研究		1	3・4・5
特別講義	グリーンシステム科学特別講義	2		3・4・5
特別演習	グリーンシステム科学特別演習	1		3・4・5

別表第4（第7条関係）

1 博士前期課程の履修方法

(1) 共生システム科学コース（水産生物資源分野）

区分	科目区分		修得単位数	備考
必修科目	総合演習		2単位	
	特別研究Ⅰ		6単位	
	特別研究Ⅱ		6単位	
選択科目	共修科目群	共通科目	16単位以上	
		分野提供共修科目		
	インターンシップ・PBL演習			
	分野専門科目			指導教員が認めた場合に限り、他コース及び他分野の分野専門科目又は高度専門科目で修得した単位は、4単位を限度として分野専門科目又は高度専門
	高度専門科目			

			科目の修得単位数に算入することができる。
合計		30 単位以上	

(2) 共生システム科学コース（化学・物質科学分野）

区分	科目区分		修得単位数	備考
必修科目	総合演習		2 単位	
	特別研究 I		6 単位	
	特別研究 II		6 単位	
選択科目	共修科目群	共通科目	2 単位以上	共通科目の研究倫理（1 単位）は必修とする。
		分野提供共修科目		
	インターンシップ・PBL 演習		14 単位以上	指導教員が認めた場合に限り、他コース及び他分野の分野専門科目又は高度専門科目で修得した単位は、8 単位を限度として分野専門科目又は高度専門科目の修得単位数に算入することができる。
	分野専門科目			
高度専門科目				
合計		30 単位以上		

(3) 共生システム科学コース（環境レジリエンス分野）

区分	科目区分		修得単位数	備考
必修科目	総合演習		2 単位	
	特別研究 I		6 単位	
	特別研究 II		6 単位	
選択科目	共修科目群	共通科目	16 単位以上	共修科目群及びインターンシップ・PBL 演習から 2 単位以上を修得すること。
		分野提供共修科目		
	インターンシップ・PBL 演習			
選択科目	分野専門科目		12 単位以上を修得すること。	指導教員が認めた場合に限り、他コース及び他分野の分野専門科目又は高度専門科目で修得した単位は、8 単位を限度として分野専門科目又は高度専門科目の修得単位数に算入することができる。
	高度専門科目			
合計		30 単位以上		

(4) 共生システム科学コース（スマートシティデザイン分野）

区分	科目区分		修得単位数	備考
必修科目	総合演習		2 単位	

	特別研究 I	6 単位		
	特別研究 II	6 単位		
選択科目	共修科目群	共通科目	2 単位以上	
		分野提供共修科目		
	インターンシップ・PBL演習			
	分野専門科目	1 4 単位以上	指導教員が認めた場合に限り，他コース及び他分野の分野専門科目又は高度専門科目で修得した単位は，8 単位を限度として分野専門科目又は高度専門科目の修得単位数に算入することができる。	
	高度専門科目			
合計		3 0 単位以上		

(5) 共生システム科学コース（電気・機械システム分野）

区分	科目区分		修得単位数	備考
必修科目	総合演習		2 単位	
	特別研究 I		6 単位	
	特別研究 II		6 単位	
選択科目	共修科目群	共通科目	2 単位以上	
		分野提供共修科目		
	インターンシップ・PBL演習			
	分野専門科目	1 4 単位以上	分野専門科目から 4 単位以上を修得すること。 高度専門科目について，6 単位以上を電気・機械システム分野から修得すること。 指導教員が認めた場合に限り，他コース及び他分野の分野専門科目又は高度専門科目で修得した単位は，4 単位までを限度として分野専門科目又は高度専門科目の修得単位数に算入することができる。	
	高度専門科目			
合計		3 0 単位以上		

(6) 共生システム科学コース（情報データ科学分野）

区分	科目区分		修得単位数	備考
必修科目	総合演習		2 単位	
	特別研究 I		6 単位	
	特別研究 II		6 単位	
選択科目	共修科目群	共通科目	1 単位以上	

	分野提供共修科目		
	インターンシップ・PBL演習	15単位以上	
	分野専門科目		指導教員が認めた場合に限り、他コース及び他分野の分野専門科目及び高度専門科目で修得した単位は、15単位を限度として分野専門科目又は高度専門科目の修得単位数に算入することができる。
	高度専門科目		
合計		30単位以上	

(7) 海洋未来科学コース

区分	科目区分		修得単位数	備考
必修科目	総合演習		2単位	
	特別研究Ⅰ		6単位	
	特別研究Ⅱ		6単位	
選択科目	共修科目群	共通科目	2単位以上	
		分野提供共修科目		
	インターンシップ・PBL演習			
	分野専門科目		14単位以上	指導教員が認めた場合に限り、他コースの分野専門科目又は高度専門科目で修得した単位は、12単位を限度として分野専門科目又は高度専門科目の修得単位数に算入することができる。
高度専門科目				
合計			30単位以上	

(8) 水環境科学コース

区分	科目区分		修得単位数	備考
必修科目	共修科目群	分野提供共修科目	4単位	
		総合演習	2単位	
	特別研究Ⅰ		6単位	
	特別研究Ⅱ		6単位	
選択科目	共修科目群	共通科目	12単位以上	
		分野提供共修科目		
	インターンシップ・PBL演習			
	分野専門科目		12単位以上	指導教員が認めた場合に限り、他コースの分野専門科目又は高度専門科目で修得した単位は、6単位を限度として分野専門科目又は高度専門科目の修得単位数に算入することができる。
高度専門科目				

合計	30 単位以上	
----	---------	--

2 博士後期課程の履修方法

(1) 共生システム科学コース（環境海洋資源学分野）

区分	科目区分	修得単位数	備考
必修科目	学外研究・実習	1 単位	
	特別講義	2 単位	
	特別演習	2 単位	
選択科目	アントレプレナーシップ	10 単位以上	指導教員が認めた場合に限り，他コース及び他分野の最先端専門科目で修得した単位は，2 単位を限度として最先端専門科目の修得単位数に算入することができる。
	国際実践科目		
	最先端専門科目		
合計		15 単位以上	

(2) 共生システム科学コース（化学・物質科学分野）

区分	科目区分	修得単位数	備考
必修科目	学外研究・実習	1 単位	
	特別講義	2 単位	
	特別演習	2 単位	
選択科目	アントレプレナーシップ	1 単位以上	指導教員が認めた場合に限り，他コース及び他分野の最先端専門科目で修得した単位は，4 単位を限度として最先端専門科目の修得単位数に算入することができる。
	国際実践科目	1 単位以上	
	最先端専門科目	8 単位以上	
合計		15 単位以上	

(3) 共生システム科学コース（工学・情報データ科学分野）

区分	科目区分	修得単位数	備考
必修科目	学外研究・実習	1 単位	
	特別講義	2 単位	
	特別演習	2 単位	
選択科目	アントレプレナーシップ	1 単位以上	指導教員が認めた場合に限り，他コース及び他分野の最先端専門科目で修得した単位は，4 単位を限度として最先
	国際実践科目	1 単位以上	
	最先端専門科目	8 単位以上	

			端専門科目の修得単位数に算入することができる。
合計		15 単位以上	

(4) 海洋未来科学コース

区分	科目区分	修得単位数	備考
必修科目	学外研究・実習	1 単位	海洋環境資源学学外実習（乗船実習） 又は特別学外研究（インターンシップ） のいずれかを選択し、修得すること。
	特別講義	2 単位	
	特別演習	2 単位	
選択科目	アントレプレナーシップ	10 単位以上	指導教員が認めた場合に限り、他コースの最先端専門科目で修得した単位は、8 単位を限度として最先端専門科目の修得単位数に算入することができる。
	国際実践科目		
	最先端専門科目		
合計		15 単位以上	

(5) 水環境科学コース

区分	科目区分	修得単位数	備考
必修科目	学外研究・実習	1 単位	
	特別講義	2 単位	
	特別演習	2 単位	
選択科目	アントレプレナーシップ	10 単位以上	指導教員が認めた場合に限り、他コースの最先端専門科目で修得した単位は、2 単位を限度として最先端専門科目の修得単位数に算入することができる。
	国際実践科目		
	最先端専門科目		
合計		15 単位以上	

3 博士課程（5 年一貫制）の履修方法

区分	科目区分	修得単位数	備考
必修科目	共修科目群 共通科目	1 単位	
	国際実践科目 I	1 単位	
	研究者養成科目 I	1 単位	
	総合演習	2 単位	
	特別研究 I	6 単位	

	特別研究Ⅱ	6単位		
	先端技術科目Ⅱ	4単位		
	研究者養成科目Ⅱ	2単位		
	特別講義	2単位		
	特別演習	1単位		
選択科目	共修科目群	共通科目	1単位以上	
		分野提供共修科目		
	インターンシップ・PBL演習	12単位以上	指導教員が認めた場合に限り，他コースの分野専門科目又は高度専門科目で修得した単位は，8単位を限度として分野専門科目又は高度専門科目の修得単位数に算入することができる。	
	高度基礎科目			
	先端技術科目Ⅰ			
	国際実践科目Ⅱ	1単位以上		
	アントレプレナーシップ科目	4単位以上	他コースの最先端専門科目から3単位以上を修得すること。 他コースの最先端専門科目で修得した単位は，15単位を限度として先端技術科目Ⅱの修得単位数に算入することができる。	
	先端技術科目Ⅱ			
学外研究・実習	1単位以上			
合計		45単位以上		

別表第5（第30条関係）

教員の免許状の種類及び免許教科

専攻	教員の免許の種類（免許教科）	
総合生産科学専攻	高等学校教諭専修免許状	水産

長崎大学大学院総合生産科学研究科教授会規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、長崎大学教授会規則（平成16年規則第8号）第11条の規定に基づき、長崎大学大学院総合生産科学研究科教授会（以下「教授会」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 教授会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 総合生産科学研究科（以下「研究科」という。）の教授を命じられている総合生産科学域の教授
 - (2) 前号に掲げる者以外の研究科の教育を担当する教授で教授会が認めた者
 - (3) 研究科教授を命じられている又は研究科の教育を担当する国立大学法人長崎大学の理事で教授会が認めた者
- 2 前項に定める者のほか、課程の修了及び学位の授与に関する事項に限り、修士の学位に係る事項においては研究科の博士前期課程、博士の学位に係る事項においては研究科の博士後期課程又は博士課程（5年一貫制）の指導教員の資格を持つ教員を構成員に加えることができる。
- 3 教授会には、総合生産科学域事務部の事務部長又は課長を出席させるものとする。

（審議事項等）

第3条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

ただし、前条第1項第3号に掲げる者は、第1号に掲げる事項、教育課程の編成に関する事項及び学生の在籍に関する事項に限り、審議に加えるものとする。

- (1) 学生の入学、課程の修了及び学位の授与に関する事項
 - (2) その他研究科に係る教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が別に定める事項
- 2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び研究科長（以下「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

（議長）

第4条 研究科長は、教授会の議長となる。

- 2 議長は、教授会を主宰する。
- 3 議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指名する副研究科長がその職務を代行する。

（開催）

第5条 教授会は、原則として、偶数月並びに9月及び3月の第1水曜日を定例の開催日とする。

ただし、必要があるときは、臨時に開催することができる。

- 2 議長は、教授会の開催日の3日前までに議案を通知するものとする。ただし、緊急の場合は、この限りでない。

（定足数）

第6条 教授会は、構成員（次に掲げる者を除く。）の3分の2以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

- (1) 休職中の者

- (2) 出勤停止者及び停職者
- (3) 育児休業中の者
- (4) 長期病気療養中の者
- (5) 海外渡航中の者
- (6) 国内派遣支援事業により出張中の者
- (7) 水産学部附属練習船に乗船中の者

(議決)

第7条 教授会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決すところによる。ただし、特別の必要があると教授会が認めるときは、出席した構成員の3分の2以上の多数をもって議決することができる。

2 学位の授与に関する事項に係る議決は、長崎大学学位規則（平成16年規則第11号）第12条第2項の定めるところによる。

(意見の聴取)

第8条 議長が必要と認めたときは、教授会に構成員以外の者を出席させ、意見を聴取することができる。

(関係者の出席)

第9条 議長は、必要に応じ、構成員以外の者を教授会に出席させることができる。

(代議員会の設置)

第10条 長崎大学教授会規則第9条第1項の規定に基づく代議員会として、次に掲げる代議員会を置き、第3条に掲げる事項の一部の審議を委ねる。

- (1) 運営代表者会議
- (2) 学位論文事前審査会
 - ア 情報データ科学系事前審査会
 - イ 工学系事前審査会
 - ウ 環境科学系事前審査会
 - エ 水産学系事前審査会

2 前項により審議を委ねた事項については、代議員会の議決をもって教授会の議決とする。

3 代議員会の組織、審議事項、運営等に関し必要な事項は、別に定める。

(審議結果の報告)

第11条 教授会は、必要に応じ、代議員会に前条第1項による審議結果を報告させることができる。

2 前条第2項の規定にかかわらず、教授会は、必要があると認めるときは、前条第1項により審議を委ねた事項について、再審議を行い、議決することができる。

(委員会)

第12条 教授会に、必要に応じ、委員会を置くことができる。

2 前項の委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(議事要録)

第13条 研究科長は、議事要録を作成し、保管するものとする。

(事務)

第14条 教授会の事務は、総合生産科学域事務部学務課において処理する。

(補則)

第15条 この規程に定めるもののほか、教授会の運営の細部等に関し必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。